

2023年版

各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望

— 中南米編 —

(2022年11月～2023年2月実施)

2023年10月

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

事務局： 日本機械輸出組合

目 次

4 . 中南米地域

アルゼンチン	1	* ペルー	33
ボリビア	4	ベネズエラ	35
ブラジル	5	セントビンセント及びグレナディーン諸島 .	36
* チリ	26	バルバドス	37
コロンビア	29	セントクリストファー・ネイビス	38
エクアドル	32		

(注) *印は、APEC 諸国・地域

アルゼンチンにおける問題点と要望

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	輸出入規制・関税・通関規制	日機輸	(1)	輸入通関手続の長期化	・日本からの輸出品をアルゼンチンで輸入する際、税関の許可に時間がかかっている。港に製品が滞ることで、客先への納品遅延などビジネスに影響が出ている。 (継続)	・入港後、スムーズに輸入時の税関許可がおりることを望む。	
		日機輸	(2)	輸入システム変更による輸入通関の遅延、周知不足	・アルゼンチン政府は、2022年10月12日、輸入取引の監視強化を主な目的として、輸入の総合モニタリングシステム(SIMI)を廃止し、アルゼンチン共和国輸入システム(SIRA)に置き換え、10月17日に運用を開始した。旧システムであるSIMIで申請済みの輸入許可申請は、申請済み(Oficializada)、確認中(Observada)の状態にあるものは無効となり、SIRAで申請し直す必要となった。これにより、多くの産業で製品や部品の輸入が滞り、亜国国内の経済活動に支障が出ている。	・輸入通関・輸入決済代金の手続き遅延は亜国の外貨準備金減少を遅延させる対処療法としかならない。この状況が続けば、輸入製品・輸入部品の不足から工場の稼働率低下による人員削減や販売低下により亜国経済へのデメリットが多い。長期的展望に立ち、輸出入貿易手続きの円滑化を要請して頂きたい。	・公共歳入連邦管理庁(AFIP) ・商業庁共同一般決議5271/2022号
		日機輸	(3)	外貨支払い時期の変更/輸入承認の大幅長期化	・外貨流出防止を目的に、アルゼンチン政府は、完成車輸入において、外貨支払いタイミングを輸入通関後への変更(2020年10月～)、輸入承認の大幅長期化が発生している(最長で1年を超える)。通関承認タイミングも分からず、予測もできない。 加えて、四輪完成車輸入では、FOB(本船渡し)25,000USD以上の商品に対し、支払い可能日を輸入通関後1年後に設定、二輪完成車ではFOB(同)6,000USD未満の商品に対し、支払い可能日を輸入通関後90日後に設定する旨、中銀から(2022年1月～)通達されている。 さらに、生産用部品の輸入でも、申請から通関承認許可まで、直近では180日まで長期化する場合も発生している。 また、新通関システムの運用も通関実務に影響をきたしており、これら規制は、完成車輸入・生産ともに大きな事業影響を与えている。 (変更)	・今後の通関において、早期に通常化していただきたい。	
		日機輸	(4)	完成車のメーカー別輸入枠割当及び輸入承認の不連動	・電動車の四輪完成車輸入にあたっては、輸入関税が5%(通常35%)となる特惠制度があるものの、政府によってメーカー別に期限付きで割り当てられており、台数総枠の割り当ては、現地生産メーカー95%、輸入メーカー5%と大変不均等である。 一方輸入通関は他の車両と同等に扱われ、車両の輸入承認は5%輸入枠と連動していない。特惠期限内での輸入承認が下りるか分からず、電動車普及活動が行えない。 (継続)	・電動車普及に向け、以下をお願いしたい。 －輸入メーカーへの更なる枠の割振り。 －特惠期限内での、確実な輸入承認。	
		日機輸	(5)	輸入制限の強化	・外貨の流出抑制のため、輸入制限が強化され、全ての製品が非自動輸入ライセンスの対象に切り替えられた。これにより、2022年9月以降、輸入申請を行っても許可が下りない状況が続き、現地での販売に支障をきたしている。	・輸入制限や送金規制を撤廃頂き、自動輸入ライセンスの対象化を再開して頂きたい。	・MINISTERIO DE ECONOMÍA ・SECRETARÍA DE COMERCIO ・Resolución 26/2022 ・RESOL-2022-26-APN-

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9							SC#MEC. Banco Central de la Republica Argentina Comunicacion A 7622 13-10-2022
11	利益回収	日機輸 日機輸 日機輸 日機輸	(1)	債権等回収の遅延	<ul style="list-style-type: none"> 回収期限は、出船日を基準に設定しているが、現地での輸入時における税関許可に時間がかかること、並びに現地での支払依頼に対する銀行での決済に時間がかかることから、債権回収が遅延している。上記債権回収の遅延に対して遅延利息を請求しているが、現地での遅延利息の支払時における銀行確認にも時間がかかり、こちらの回収も遅延している。 (継続) アルゼンチン中央銀行の通達により、アルゼンチンが輸入した特定の貨物の支払いは輸入通関から180日経過後でなければ支払いが行えなくなっていることから、債権回収が遅延している。 アルゼンチン政府は、2022年10月12日、輸入取引の監視強化を主な目的として、輸入の総合モニタリングシステム(SIMI)を廃止し、アルゼンチン共和国輸入システム(SIRA)に置き換え、10月17日に運用を開始した。これにより、輸入通関・輸入決済代金の手続き遅延など、亜国国内の経済活動に支障が出ている。 外貨の流出抑制のため、輸入制限が強化され、全ての製品が非自動輸入ライセンスの対象に切り替えられた。輸入代金の支払(米ドル)が通関時点から180日と設定されてしまい、下落を続けるアルゼンチンペソの為替リスクにさらされている。 	<ul style="list-style-type: none"> 外貨規制の緩和及び現地銀行での決済早期化を求める。 輸入代金規制の緩和を求める。 輸入通関・輸入決済代金の手続き遅延は亜国の外貨準備金減少を遅延させる対処療法としかならない。この状況が続けば、輸入製品・輸入部品の不足から工場の稼働率低下による人員削減や販売低下により亜国経済へのデメリットが多い。長期的展望に立ち、輸出入貿易手続きの円滑化を要請して頂きたい。 輸入制限や送金規制を撤廃頂き、自動輸入ライセンスの対象化を再開して頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 公共歳入連邦管理庁(AFIP) 商業庁共同一般決議 5271/2022号 MINISTERIO DE ECONOMÍA SECRETARÍA DE COMERCIO Resolución 26/2022 RESOL-2022-26-APN-SC#MEC. Banco Central de la Republica Argentina Comunicacion A 7622 13-10-2022
12	為替管理	日機輸	(1)	送金規制	<ul style="list-style-type: none"> 国外への利益・配当金の送金には中銀の事前承認が必要。一定の条件を満たせば中銀の事前承認は不要だが、実態としては、国外への利益・配当金の送金は困難である。債務の元本および利子の支払いにも中銀の事前承認の取得が必要だが、実態として債務の元本の部分の送金は困難である。 (継続、要望追加) 	<ul style="list-style-type: none"> 配当金の支払自由化を要望して頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> Comunicación A6770

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
12		日機輸	(2)	急激なペソ安と外貨管理規制	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、アルゼンチンでは急激なインフレーション、ペソ安が進行している一方、国内の外貨準備高を確保するため、厳しい外貨(ドル)での支払いに対して厳しい規制がかけられている。 ・具体的には製品の通関後、180日以降かつ、政府が承認した額しか支払うことができない。結果、各グループ会社に対する買掛金の支払いが大幅に遅延しており、かつ支払い行方までの間にペソが暴落してしまう。 ・お客様所在国(例えばアルゼンチン、パキスタン)の外貨準備不足で、その国の中央銀行が外貨支出を厳しく規制するため、お客様との取引が阻害される状況が散見される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外貨決済規制の緩和。 ・少額案件であっても第三国通貨での支払いが困難、クレジットカード決済を要求されたこともあるが、具体的な解決策は見いだせず。 	
		日商	(3)	輸入品に対する為替管理の厳格化	<ul style="list-style-type: none"> ・外貨管理の強化を目的に、輸入品の外貨両替口座の指定、時期の厳格化などが行われており、弊社の代理店含め輸入業者の業務に支障を来している。 		
13	金融	日機輸	(1)	過小資本税制及び銀行借入規制	<ul style="list-style-type: none"> ・グループ会社からの借入について、過小資本税制の対象となる。また、アルゼンチンの銀行規制により、銀行からの借入が資本の3倍までに制限される。 (継続) 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該規制を撤廃して頂きたい。 	
		日機輸	(2)	資本規制	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の外貨購入は一人200ドル/月が上限であり、外貨購入税が30%課税される。アルゼンチン国外でアルゼンチンのクレジットカードを利用した場合も外貨決済額に30%課税される。(外貨購入税・観光税) ・加えて、2021年11月26日より、国民の外国旅行による外貨流出を防ぎ外貨準備高を維持する目的で、クレジットカードの分割払いサービスを用いて外国旅行代金を支払うことができなくなった。 (継続) 		<ul style="list-style-type: none"> ・社会連帯生産再活性化法案 ・通達「A」7407号
24	法制度の未整備、突然の変更	日機輸	(1)	法改正の公布・施行の猶予期間の不足	<ul style="list-style-type: none"> ・二輪、四輪の販売に関連した法規の決定が直前まで行われず、投資やモデル開発の時間的猶予がなく、無理を強いられることが発生している。 ・例えば、輸入税免税をうける上で基準厳格化の意向が政府としてある中、具体的な計算条件の公表が遅い為、対応ができず非常に困っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法規の変更については、時間的余裕をもち早めに公表をしてもらいたい。 	

※経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

ポリビアにおける問題点と要望

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14	税制	日機輸	(1)	移転価格文書の 検証対象期間の 不認可	・実務的に移転価格文書の期間検証が原則認められていない。現地の損益は外的な要因にも左右されるため、単年度で確実な利益を確保するような移転価格の設定は実務上非常に困難である。 (継続)	・OECD原則に則り、最低3年程度の通算検証を認めて頂きたい。	・移転価格税制(法人税法)

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

ブラジルにおける問題点と要望

区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
1 外資参入規制	日機輸	(1)	国産化優遇税制による内外差別待遇	・国産化優遇税制により、国産企業には輸入税、および工業税が減免される(輸入税は地域によって違う)。消費地での生産を優遇するICMS税の変更により輸入コンテンツが売価の40%を超える商品には FCI (import content form)に輸入コンテンツ額の記入義務が課され、輸入コンテンツフォームに輸入コンテンツ額の記入が課され、それらは州税務署へ毎月提出する義務がある。 (継続)	・現地調達部材は価格、品質面で改善を要する。	・Resolution SF 13/2012
	日鉄連	(2)	自国籍船使用優遇	・自国産業保護のため、免税品種においてはブラジル籍船使用を義務付け。SALVADOR以北の港で陸揚げ、商船基金支払免除。 (継続)	・制度の撤廃。	
2 国産化要請・現地調達率と恩典	日機輸	(1)	ローカルコンテンツポリシー	・ブラジルでは、国内産業を保護する観点から、国内生産・製造品を一定比率以上、使用するよう義務付けられている。このため、輸入販売が困難となる。	・輸入品の余地が広がるような、ローカルコンテンツポリシーの改正。前政権では改正の動きがあったが、政権が左派になり動きが鈍化する懸念あり。	
5 部品産業政策上の規則	日機輸	(1)	海外部品メーカーに不利な税制恩典	・国内に現実には製造会社が存在しないにも拘らず、現地の企業がPPBを申請・取得することにより、そのカテゴリーの製品の国産化義務付けで実質的に輸入禁止としている(RC、LNB)。但し、セットメーカーには新製品を条件に例外として輸入が認められている。 電子部品の市場、AV機器からIT・白物家電・自動車に広がっている中で各種制度が各製品分野、各州別に制限され、市場規模の十分でない環境で部品ビジネスの成立が益々困難になっている。更に、各種恩典が製造投資を条件にしている。逆にセットメーカーに対しては部品・材料の輸入に対し最大限の恩典が与えられる、部品メーカーとしての事業経営が成り立たなくなっている。 前記のインセンティブは： ①Lei 2826: マナウスFTZでのICMS(商品流通サービス税、17%)の55%.75%or100%免税。 ②Lei da Informatica: ICMS17%から7%に減免、IPI(工業製品税、10%-20%)の80%免税。 ③RECOF: 情報通信産業に対し、通関優先権や輸入関税及び全ての税金の製品出荷時までの支払いのサスペンド。実効税率が大きな中で資金面で便利になる。 ④Drawback: 製造会社が輸出向けの製品に使う部品直接輸入に対し、輸入関税、IPI(工業製品税)、ICMS(商品流通サービス税)等が免税される。 ⑤Regime Automotivo: 自動車分野に対してのI.I.(輸入税)の40%免税。条件として製造投資の他に自動車産業向けの売り上げが50%以上とされており、一般の電子部品会社にとっては条件クリアーが不可能。 ⑥加えて自動車業界については流通の中間段階では全ての税が免除さ	・税制恩典の付与に一貫性がない場合があり、現在テレビについてはアマゾン州はパネル現地取立てに特別な恩典を付与している。 ・2021年よりテレビの生産停止 ・税制の仕組みが複雑であることに加え、変更が日常茶飯事で、常に法的リスクが伴う。 ・ブラジルは数年前より、国全体に影響を与える「税制改革」について議論してきた。議会で承認される最終的な税制改革法が連邦連合、州、市の間でコンセンサス取れておらず、将来の税制改革の場合、マナウス自由貿易地域は悪影響を受ける可能性がある。	・Law 2826/2003 ・Law 8248/1991 ・Law 10176/2001 ・Law 11077/2004 ・Law 13023/2014 ・Law 10485/2003

※経由団体: 各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
5				れることから新規の取引開始は実質不可能となった。(法律10485/11.2003) (継続、要望変更)			
9	輸出入規制・関税・通関規制	日機輸	(1)	高輸入関税	・日本の食料品に対する輸入規制は解除されたが、輸入関税が高額である。 (継続)	・水準の適正化検討をして頂きたい。	
		日機輸	(2)	アンチダンピング措置	・中国製のガラス(HS Code 7007.19.00)に対する反ダンピング措置について、CAMEXは2019年まで適用。ブラジルではガラスは現地企業から購入(ダンピング防止手数料はこの場合、不適用) (継続)		・RESOLUCAO CAMEX 46/2014 & RESOLUÇÃO CAMEX 63/2020
		日機輸	(3)	中古品と新品への無差別な関税賦課	・新品、中古品に関わらず「本、パンフレット、雑誌、衣類、靴」以外は課税されてしまう。(但し新品の衣類、靴は課税) (継続)	・手続き面を含めた効率化を要望したい。 ・税関ストライキの撲滅。 ・水準の適正化検討をして頂きたい。	
		日機輸	(4)	仲介貿易の不許可	・客先を輸入貨物の荷受人として貨物を直接出荷し、代金決済は国内(ブラジル)にある子会社を通じて行うような仲介(三角)貿易が不可能。 (継続)		
		日機輸	(5)	中古品の輸入規制、通関手続の煩雑	・中古品の輸入通関に際し、インボイス上アイテム毎に重量、メーカー名、原産国を記載しなければならない。 (継続) ・中古設備、中古金型輸入の許可申請に時間掛かる。 －国が認めている専門家の承認申請が必要 －許可申請まで時間を要する(半年程度掛かる) －設備、金型に関する詳細なデータも提出が必要	・輸入手続きの簡素化。	・Portaria Secex 23, 07/14/2011
		日商					
		日機輸	(6)	引越貨物の輸入規制	・海外引越は食料品全般、飲料品全般、医薬品全般が禁止品。 (継続) ・航空券の半券は入国後、引越の通関が完了するまでは破棄せずに自身で保管が必須。 (継続)	・水準の適正化検討をして頂きたい。 ・水準の適正化検討をして頂きたい。	
		日機輸					
日機輸	(7)	通関規則の複雑で頻繁な変更	・複雑なルールとブラジル税関の標準化されていない手順で、必要な出荷書類の入手が困難。このプロセスは改善されている傾向も、改善の機会あり。 Gecex/Camex決議第354号、共和国。DOU 06/22/2022、附属書IV-供給理由による関税引き下げにこの項目を含め、決議Gecex/Camex No. 272/2021でI.I.0%、クォータ120,000トン、有効期間は2022年8月16日から2023年8月15日。(2022年6月24日発効)	・このような制限を減らすことにより、国際ビジネスの発展のため、状況を改善できる。	・Res. CAMEX 254/2022		
時計協	時計協	(8)	I/L取得手続の高コスト・煩雑・遅延	・I/L取得に掛る費用としてインボイス価格の1.96%徴収(但し、輸入部品総額のランクで異なる)されているが、手数料としては高すぎる。 (継続) ・I/L手数料の手続が複雑であり、時間が掛る。 (継続)	・I/L取得料の引き下げ。 ・手続の簡素化。	・開発商工省貿易局「貿易統合システム」	
時計協							

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9		時計協	(9)	輸入手続きの煩瑣・遅滞	<ul style="list-style-type: none"> ・部品の輸入通関に際し、インボイス上にアイテム毎に重量、材質、メーカー名、価格を記載しなければならず、又品名等をポルトガル語で表記しなければならぬため、手間がかかり緊急対応が難しい。 (継続) 	<ul style="list-style-type: none"> ・通関手続の簡素化。 ・通関手続の改善。 ・部品のアイテム毎の表記制度を撤廃すること。 ・品名は英語による記載も可とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通関規則
		自動部品			<ul style="list-style-type: none"> ・部品の輸入通関に際し、インボイス上にアイテム毎に重量、材質、メーカー名、価格を記載しなければならず、又品名等をポルトガル語で表記しなければならぬため、手間がかかり緊急対応が難しい。 (継続) 	<ul style="list-style-type: none"> ・通関手続の簡素化。 ・通関手続の改善。 ・部品のアイテム毎の表記・制度を撤廃。 ・品名は英語による記載も可とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通関規則
		自動部品			<ul style="list-style-type: none"> ・荷物が現地港到着後、通関許可がおりるまでに長期間要するため保管料も高額となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・手続き面含めた効率化を要望したい。 	
		日機輸			<ul style="list-style-type: none"> ・荷物が現地港到着後、通関許可がおりるまでに長期間(下記参照)要する。その保管料も高額となる。 サンパウロ: －船便:約10日間 －航空便:約7日間 マナウス: －Green:98.15%のウエイト －Yellow:0.91%のウエイト －Red:0.91%のウエイト －gray:0.03%のウエイト また、慢性的に税関ストライキが発生し、生産活動に支障をきたす。 (継続、要望変更) 	<ul style="list-style-type: none"> ・税関ストライキの撲滅。 	
		日機輸			<ul style="list-style-type: none"> ・通関手続きはサービス提供者(通関貨物取扱人)への委任状を通じ行われる。また、通関に身分証明書・納税者番号が必要となり、手続きが煩雑である。 (継続) 	<ul style="list-style-type: none"> ・手続き面含めた効率化を要望したい。 	
		日機輸			<ul style="list-style-type: none"> ・通関手続きが緩慢である。特にコロナ禍において、通関ストップなどが生じ、計画的な輸入が難しい。 (継続) 	<ul style="list-style-type: none"> ・サプライチェーンを寸断させない税関整備体制の構築。 	
		自動部品			<ul style="list-style-type: none"> ・通関手続きが緩慢である。特にコロナ禍において、通関ストップなどが生じ、計画的な輸入が難しい。 (継続、要望変更) 	<ul style="list-style-type: none"> ・手続き面含めた効率化を要望したい。 	
		日機輸			<ul style="list-style-type: none"> ・マナウスFTZでは、港に荷物が到着してから引き取りまで4-14営業日がかかる、その上、最悪状況は税務当局から貨物の書類或いは検査が行われるときである。 税関通関後、ISPM15に基づいた農業部門検査が行われ、最長2日かかる。不適合の木製パレットは交換する必要があるため、プラスチック成型に変更した。ブラジル産以外の昆虫や昆虫が見つかった場合、すべての貨物は返品の対象となる。 (変更) 		<ul style="list-style-type: none"> ・通関規則 ・Custom Regulations

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	日機輸			・最近システムやプロセスの改善により通関手続きが容易になった。 (変更)	<ul style="list-style-type: none"> ・経済停滞を生じない社会制度の整備。 ・緩和を含むプロセスの効率化。 ・手続き面含めた効率化を要望したい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通関規則 ・Custom Regulations
	医機連			・年中行事の通関ストライキ。 (継続)		
	日機輸			・輸入ライセンスの承認が自動的になった(Orchestraシステム)。 (継続)		
	医機連			・煩雑で複雑な通関手続き。 (継続)		
	日機輸			・通関に依存する場合(LCL貨物のみ)、入港時に税関許可を得るまでに非常に時間がかかり、保管費用が高くなる。AEO(認定経済事業者)のメリットを考慮すると、ほとんどの貨物はより少ない時間/コストで処理できる。例えば「AEO企業の海上での税関許可」等。商品が港に到着してから税関から許可を得るまでには非常に長い時間がかかり、収納量も多い。 (継続)		
	時計協			(改善) ・輸入手続きは、開発商工省貿易管理課(SECEX/DECEX)が管理するコンピューターシステムである貿易統合システム(SICOMEX)通じて行うことが法律で義務付けられており、輸出入業者登録(REI)の申請と必要なハード、ソフトウェア等を整備すれば、コンピューターシステムに連結する自社、通関業者、銀行などから行うことができる。		
	自動部品	(10)	税関検査の煩瑣・遅滞	・税関の検査対応が発生した場合を想定して、在庫を保有しなければならない。(通常であれば1週間程度で引き取れるが、場合によっては2~3週間を要する事もある) ・農業省の検査員不足により、輸入材の引き取り遅れが多発。木材パレット使用して輸入する場合、燻蒸処理確認が必須の為。	<ul style="list-style-type: none"> ・検査頻度の見直し。 ・検査員適切増。 ・検査の簡素化。 	
	日商					
	日機輸	(11)	郵便物への受取人の税務番号記載義務	・2020年1月1日より物品を包有する全ての郵便物(通常・小包・EMS)をブラジルに送る場合には、受取人の税務番号等を記入することが強く推奨される」と日本郵便より通知あり。 (継続)	・個人の納税番号を郵便物(レター・荷物)の送状に記載することは、個人情報悪用の恐れもある為、記入不要として頂きたい。	
	日機輸	(12)	不正輸入・密輸入の横行	・工業税以外にも輸入税(II)4・20%、州流通税(ICMS)4・18%、連邦売上税(PIS/COFINS)9.25%などの重税状況のため、数量・金額を誤魔化す不正輸入が存在する。ブラジル産業促進のためにも最先端のIT製品輸入が不可欠だが、諸税・規則のため一部悪徳業者による陳腐化した製品や中古品が堂々と新品として販売されている。 (内容、要望ともに変更)	<ul style="list-style-type: none"> ・不正輸入品の取締まり強化。 ・重税の緩和。 ・不正国産品の取締まり強化。 	
	日機輸			・エレクトロニクス機器の不正輸入、密輸入(メルコスールのウルグアイ、パラグアイ経由の迂回輸入や米国のマイアミからの運び屋による輸入)が非常に多く、輸入関税や国内流通税等の公租賦課の不徹底により、現地産品、正規輸入品、正規流通経路での販売品と比べ非常に大きなコスト差が出ており、国内産業の発展を阻害している。 一例: パソコン、携帯電話、家電製品、事務機器 (継続)	<ul style="list-style-type: none"> ・不正国産品の取締まり強化。 ・不正輸入、密輸入の取締りの強化・徹底。 ・輸入関税引き下げに伴う諸関税率引き上げはやめて欲しい。 	

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法		
9		日機輸			・カメラ製品の輸入関税率が高率で、周辺諸国からの密輸品の流入が多く、正常な販売活動を阻害している。国外への旅行者の持ち帰りハンドキャリアが多い。 (継続)	・不正国産品の取締り強化。 ・不正輸入、密輸入の取締りの強化・徹底。 ・輸入関税引き下げに伴う諸関税率引き上げはやめて欲しい。			
		日機輸	(13)	日本・メルコスールEPAの未締結	・主要な競合他社の本拠地がEUにあるため、EU-メルコスール間でFTAが成立すると、ブラジルで現地生産しているメリットが無くなってしまう可能性がある。 (継続、要望変更、)	・先日、アルゼンチン、ブラジルの商工会議所からもアンケートがありEU他に後れを取らないよう日本-メルコスール間FTA交渉を加速させてほしい旨を請をした。引き続きよろしく願いたい。			
		日機輸			・EU・メルコスール間はFTAを締結、韓国・メルコスール間ではEPA締結を交渉中。一方で、日本・メルコスール間EPAの交渉進捗状況は、EU/韓国に劣後している状況。 (継続)	・競合である欧州・韓国勢に対し、コスト競争力が削がれないよう、EPAの早期締結を希望する。			
		日機輸			・韓国やEUとメルコスール間のEPA/FTAの進捗に対し、日本のEPAの進捗が遅れている。 (継続)	・日・メルコスール(or 伯)EPAの韓国・EUに劣後しないタイミング・内容での締結加速。			
10	自由貿易地域・経済特区での活動規制	日機輸	(1)	FTZでの輸入部品へのI/L取得義務	・マナウス地区において、1997年1月1日より時計の完成品については、I/Lの取得の必要はなくなったが、部品によって部品毎にI/Lを取得しなければならず煩雑である。 (例:スピーカー、電源コード) (継続)		<ul style="list-style-type: none"> ・通関規則 ・Custom Regulations 		
		時計協			・マナウス地区においては、1997年1月1日より時計の完成品については、I/Lの取得の必要はなくなったが、部品については部品毎にI/Lを取得しなければならない。 (継続)			・部品のI/L取得義務の廃止。	・開発商工省貿易局「貿易統合システム」
		日機輸			(2)			FTZでの輸入通関手続の仕向け地の決定	・マナウスFTZでは輸入通関時に品物の仕向け地が決定しなければいけない。また、通関後は品物の仕向け地の変更が不可能。 (継続)
11	利益回収	自動部品	(1)	サービスの海外送金規制	・技術ライセンス契約への制約が多い(契約期間が最大5年間であるが更に5年更新可能、合計更新期間に制限は無いが国立産業財産権院(INPI)への説明/承認が必要、またロイヤルティ料率上限が売上高の5%以内といった制約あり)。 契約書の発効には、INPIへの申請・登録が必要であり、各送金には中央銀行への登録が必要。特にINPIへの登録に際しては、契約書内容の詳細な確認、審査が行われ、時間を要する。 送金の際には源泉税12.5%に加え、契約内容や提供するサービスの種類によってはPIS/CofinsやISSといった様々な課税がなされるリスクがある。 適用される税金を定義するために、契約書上で非常に明確な定義を必要とする。 (変更)	・制限の撤廃。 ・契約認可手続きの簡素化。 ・税制の簡素化及び税率の削減。	・外国資本及び海外送金に関する法律		

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
11		日商 日機輸 自動部品			<p>・ロイヤリティ送金には5年間限定(1回のみ5年の延長可)で年間総額は売上高5%以内等の制限あり。 また、海外への送金には国立工業所有権院(INPI)への申請、契約の登録、及び中央銀行への登録が必要。特にINPIへの登録に際しては契約内容の詳細な確認と審査が行われ、時間を要する。また認可を得られないケースも存在する模様。</p> <p>(継続)</p> <p>・ブラジルでは送金・費用分担の規程が複雑であり、税務当局は通常、所得税(IRPJ/CSLL)、サービス税(ISS)、社会貢献(PIS/COFINS)、および経済活動貢献(CIDE)など、これらを含むこのタイプの規定をサービスとして分類する場合がある。</p> <p>(継続、要望変更)</p> <p>・ロイヤリティへの制約が多い。契約書の発行には、国立産業財産権院(INPI)への申請・登録、及び中央銀行への登録が必要。(契約期間が最大5年間、ロイヤリティ料率上限が売上高の5%以内といった制約あり)。特にINPIへの登録に際しては、契約書内容の詳細な確認、審査が行われるが多大な時間を要しており、支払期限が遵守出来ない。</p>	<p>・制度の簡素化、制限の撤廃(自由化)。</p> <p>・根本的にブラジルの規制の撤廃を望む。</p> <p>・契約認可手続きの簡素化。 ・契約期間が最大5年間の見直し。</p>	<p>・外国資本及び海外送金に関する法律</p>
12	為替管理	日機輸 日機輸	(1)	海外送金許可手続の煩雑・遅延	<p>・ブラジルにいる外国人の海外への家族の送金(払い戻し)の場合、銀行は以下を要求している。 －受取人が発行した請求書。 －金額の詳細を含むドキュメント。 －送金された金額は給与の払い戻しのみに関するものであり、利益がないことを宣言する当社が署名した手紙。 －当事者間の契約。</p> <p>(継続、要望変更)</p> <p>・配当、元金金の支払(インタコローン)には、ROF(融資操作登録)の申請取得が必要。取組み銀行経由の資本取引にROF番号が参照される。海外送金に際して、根拠となる証明書類の提示が求められる。書類不備で送金ができないケースがある。</p> <p>(継続)</p>	<p>・銀行による送金受付手続きの統一。中銀規制上は扶養家族である旨の念書のみ提出すればよいはずであり、追加資料(戸籍謄本、所得証明書等)の提出は廃止するよう明確化して欲しい。</p> <p>・どうしても追加資料の提出が引き続き必要な場合には、ブラジルで取得困難なもの(戸籍謄本等)について、代替書類で対応できるようにして欲しい。</p> <p>・手続きを簡素化して頂きたい。</p>	
		日機輸	(2)	輸入以外のモノの移動を伴わない債務の海外送金規制	<p>・従来より、ブラジルにおいては、輸入以外のモノの移動を伴わない債務(出張旅費資金支払など)の海外送金は認可されていない。以下のことから相当な債権未回収が懸念され、経理処理に苦慮している。 －送金規制は緩和の方向にある(2万R\$迄の個人送金手続は簡素化されている)。 －ブラジルIRS提出の決議1645/11による個人の月R\$20.000までの送金の所得税の免税。 －教育目的の送金および医療費の支払いは所得に対する源泉徴収税非対象。</p> <p>(継続、要望変更)</p>	<p>・根本的にブラジルの規制の撤廃を望む。</p>	

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
12		日機輸	(3)	為替先物市場の未発達	・為替先物市場が存在しないことから、NDF等の限られた為替ヘッジ手段に頼らざるを得ない状況。また、コストが高い。 また、ブラジル企業はブラジル国内銀行以外とNDF等の取引が不可。 (継続)	・為替先物市場の創設。	
		日機輸	(4)	債権債務のネットイングの不可	・対外債権・債務のネットイングが認められていない為、決済に双方向送金が必要。 (継続)	・ネットイングの解禁。	
		日機輸	(5)	企業グループ内クロスボーダー資金取引制限	・国外からのオフショア・インターカンパニー・ローンに対する最低期間制度(現在180日)が存在する。 (継続)	・最低期間制度の撤廃、または更なる短縮をして頂きたい。	
13	金融	日機輸	(1)	複雑で頻繁に変更される金融税制・規制	・金融取引税 (IOF) や為替に関連する制度が非常に複雑でかつ頻繁に変更される。 外国ローン業務において、連邦政令第6.306/2007号は、登録の対象となる外国ローンに関する同時業務を含む、国内の資源流入のための為替取引の決済に対する6%の金融業務税 (IOF) 率を定めている。 ブラジル中央銀行では、直接または国際市場での証券の発行を通じて契約されており、平均最低期間は最大180日である。その平均最低期間を超える事業の場合、税率は0.38%。 (継続)	・規制の簡素化。	・法令 (Federal Decree) 6.306/2007 ・法令 (Federal Decree) 8.263/2014
14	税制	日機輸	(1)	複雑で多岐にわたる税制・頻繁な改正	・税、手数料の種類が多く、複層化しているため、経理・納税事務が煩瑣であり、コストアップ要因となっている。 ①連邦税、州税、市税 計16種類 ②各種手数料、負担金 計27種類 (継続)	<ul style="list-style-type: none"> ・税制の整理統合・簡素化・軽減化・対伯投資案件での免税等の優遇措置を望む。 ・建設工事を遂行する場合のタックスガイドといった指針を明確にして欲しい。 ・一般的税制の導入。 ・全ての税の付加価値税化と税率の低減。 ・税制の簡素化(税の種類を減じる) ・税制の簡素化及び税率の削減。 	・税法
		自動部品			・税、手数料の種類が多く、複層化しているため、経理・納税事務が煩瑣でコストアップ要因となっている。 (継続)		
		日機輸			・複雑にして高率、かつ多種の税金があり、また頻繁に税制が変わる。特に日本と異なるところは下記である。 ①法人は、毎月課税標準または税債務を計算しなければならない。 ②連結納税制度はないが、関係会社に対する投資が20%以上の者には持分法が適用される。 (継続)		

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14		日機輸			<ul style="list-style-type: none"> 税の中、特に間接税 (IPI、ICMS、PIS/COFINS等) の取扱いが非常に複雑であり、かつコスト・インパクトが大きい。 (継続) 	<ul style="list-style-type: none"> 税制の整理統合・簡素化・軽減化・対伯投資案件での免税等の優遇措置を望む。 建設工事を遂行する場合のタックスガイドといった指針を明確にして欲しい。 一般的税制の導入。 全ての税の付加価値税化と税率の低減。 税制の簡素化 (税の種類を減じる) 税制の整理統合・簡素化・軽減化・対伯投資案件での免税等の優遇措置を望む。 建設工事を遂行する場合のタックスガイドといった指針を明確にして欲しい。 一般的税制の導入。 全ての税の付加価値税化と税率の低減。 税制の簡素化 (税の種類を減じる) 税制の整理統合・簡素化・軽減化・対伯投資案件での免税等の優遇措置を望む。 建設工事を遂行する場合のタックスガイドといった指針を明確にして欲しい。 一般的税制の導入。 全ての税の付加価値税化と税率の低減。 税制の簡素化 (税の種類を減じる) 税制単純化。 	
		日機輸			<ul style="list-style-type: none"> 課税の仕組みが複雑で競合各社によって専門家を雇用し対応している。 (継続) 		
		日機輸			<ul style="list-style-type: none"> 複雑且つ高率の税制 (法人所得税、工業製品税、金融取引税、社会統合計画税 (売上税)、社会保険融資負担金 (売上税)、利益社会負担金、商品流通サービス税)。 (継続) 		
		医機連			<ul style="list-style-type: none"> 複雑な税制 (都度の交渉が必要な各州による税制特典の違い、税金とは呼ばないが実質税金と同じ性格のものなど) で投資回収計算が煩雑になる。 (継続) 		<ul style="list-style-type: none"> ICMS IPI PIS/COFINS
		日機輸			<ul style="list-style-type: none"> 法人所得税が34%と世界第2位の高い税率であることに加えて、所得税を含む連邦税、州税、市税それぞれにおいて様々な税種目が存在する。法律改正や時限立法、大統領令等によってそれらの税制が頻繁に修正されるが、その定義の曖昧さゆえに複数の法解釈が成立し、結果税法遵守のために税務に精通したスペシャリストの雇用や税務コンサルタント起用に多大な支出を強いられる。 それでも各種税務クレームを回避することは実質困難であり、数年に及ぶ係争に至るケースも多く、係争のために弁護士費用も費消する。 (継続) 	<ul style="list-style-type: none"> 現政権下で検討されている減税や税制統合に期待しているが、収収減少を補う政策が具体化されておらず楽観視は難しい。少なくとも曖昧さを排除した明確な各種税に関する再定義が示されれば以降の税務対策に有効と考える。 	<ul style="list-style-type: none"> 憲法第VI章第145章 租税法第9条租税法令下の各種条約、国際協定、法律、行政令 租税法第100条補足規定可の各種省令、通達、行政裁判判決、州間租税協定 他

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14		日機輸			<ul style="list-style-type: none"> ブラジルの税制度は複雑で、Tax on Taxの構造を取っていることにより、企業側のコスト競争力を阻害しているだけでなく、お客様の負担を増大させており、輸出への足かせとなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 税制の簡素化をより一層推進していただきたい。 	・税法
		日商			(継続) <ul style="list-style-type: none"> ブラジルの税制は非常に複雑かつ解釈の違いで、多種の税制問題が慢性的に発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> ブラジルという国家の問題なので、致し方ないが、課題としては常に強く認識している。 	
		日機輸	(2)	重い税負担	<ul style="list-style-type: none"> 重税のため商品販売価格が先進国の2~3倍になる。商品流通の税金が高いため不正に税を免れるコピー品価格は純正品に対して3倍以上も安くなってしまう場合もある。 	<ul style="list-style-type: none"> 不正輸入品の取締まり強化。 重税の緩和。 不正国産品の取締まり。 	・法律9249号第25条
		日機輸			(継続、要望変更) <ul style="list-style-type: none"> ICMS税のST(additional sale tax:代行納税制度)がほぼ全州、全商品に適用されるようになった為、回収サイトが長ければメーカー側の資金負担が大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> 税制の整理統合・簡素化・軽減化・対伯投資案件での免税等の優遇措置を望む。 建設工事を遂行する場合のタックスガイドといった指針を明確にして欲しい。 一般的税制の導入。 全ての税の付加価値税化と税率の低減。 税制の簡素化(税の種類を減じる) 税制の整理統合・簡素化・軽減化・対伯投資案件での免税等の優遇措置を望む。 建設工事を遂行する場合のタックスガイドといった指針を明確にして欲しい。 一般的税制の導入。 全ての税の付加価値税化と税率の低減。 	
	日機輸			<ul style="list-style-type: none"> Cofinsだけでなく、多くの課税が売上税方式になっているIOF(金融取引税、金利に対し1.5%)、CSLL(9%)これらが全てコストになり、競争力を失いビジネスとして成立が困難。 	<ul style="list-style-type: none"> 税制の整理統合・簡素化・軽減化・対伯投資案件での免税等の優遇措置を望む。 建設工事を遂行する場合のタックスガイドといった指針を明確にして欲しい。 一般的税制の導入。 全ての税の付加価値税化と税率の低減。 税制の簡素化(税の種類を減じる) 税率の引き下げ。 税制の見直し・整理統合・簡略化。 		
		時計協			<ul style="list-style-type: none"> 社会保障を含む各種税負担が大きく、二重、三重に課される税金がコストを押し上げており、利益を圧迫する(いわゆるブラジルコスト)。特に、工業製品税、商品流通税といった付加税、内国税が高税率である。 例: マナウス地区から地区外のブラジル国内に出荷する完成品については、FOB+運賃+保険料に対し輸入税が20%掛り、その輸入税を付加した額に工業製品税約20%(時計ケースの材質で異なる)、商品流通サービス税6%が課される。但し、マナウスで製品化される場合は、工業製品税は免除される。		
		自動部品	(3)	高率で複雑な輸入関税・税務制度	<ul style="list-style-type: none"> 輸入税に加え付加価値税等の各種税金が課税される。 (内容、要望ともに変更)	<ul style="list-style-type: none"> 税制の簡素化。 	・税法

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14		日機輸			<ul style="list-style-type: none"> ・案件により免税となることもあるが、輸入税に加えて付加価値税、商品流通サービス税、工業製品税、サービス税(役務の輸入の場合)等の税金が課税され高いコストとなる。 (継続)	<ul style="list-style-type: none"> ・税制の簡素化及び税率の削減。 	<ul style="list-style-type: none"> ・税法
		日機輸			<ul style="list-style-type: none"> ・自動車部品の輸入時に課せられる税金は、連邦税として輸入税、工業製品税、州税として商品流通税が存在する。輸入税、工業製品税率はアイテムにより異なる。商品流通税は、州により異なる。 ブラジル議会は税制改革の検討を始めているが、動きは遅い。 (継続)	<ul style="list-style-type: none"> ・税制の整理統合・簡素化・軽減化・対伯投資案件での免税等の優遇措置を望む。 ・建設工事を遂行する場合のタックスガイドといった指針を明確にして欲しい。 ・一般的税制の導入。 ・全ての税の付加価値税化と税率の低減。 	<ul style="list-style-type: none"> ・税法
		日機輸			<ul style="list-style-type: none"> ・自動車部品の輸入時に課せられる税金は、連邦税として輸入税、工業製品税、州税として商品流通税が存在する。輸入税、工業製品税率はアイテムにより異なる。商品流通税は、州により異なり、サンパウロ州の場合は、現在18%。 ブラジル議会は税制改革の検討を始めているが、動きは遅い。 議会と連邦政府で少なくとも3つの税制改革法案が審議されている。彼らはいくつかの税金を統一し、効率を改善することを目指している。ただし、実近で通過するものはない。 (継続)	<ul style="list-style-type: none"> ・税制の整理統合・簡素化・軽減化・対伯投資案件での免税等の優遇措置を望む。 ・建設工事を遂行する場合のタックスガイドといった指針を明確にして欲しい。 ・一般的税制の導入。 ・全ての税の付加価値税化と税率の低減。 	<ul style="list-style-type: none"> ・税法
		自動部品			<ul style="list-style-type: none"> ・自動車部品の輸入時に課せられる税金は、連邦税として輸入税、工業製品税、州税として商品流通税が存在する。 輸入税、工業製品税率はアイテムにより異なる。 商品流通税は、州により異なり、サンパウロ州の場合は、現在18%。	<ul style="list-style-type: none"> ・税制の簡素化(税の種類を減じる) ・税制の簡素化及び税率の削減。 	<ul style="list-style-type: none"> ・税法
		自動部品			<ul style="list-style-type: none"> ・法定福利や社会保障を含む各種税負担が大きく、多重に課される税金がコストを押し上げており、利益を圧迫する。 特に、工業製品税、商品流通税といった付加価値税、内国税が高税率である。	<ul style="list-style-type: none"> ・税制の整理統合、簡素化・軽減。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ブラジル税制 ・ブラジル税法
	日機輸	(4)	特異で不合理な移転価格税制	<ul style="list-style-type: none"> ・ブラジルは移転価格算定方法として、OECD諸国が認めるComparable Profit Method (CMP) や Transactional Net Margin Method (TNMM) を認めていない。 代わりに、3つの方法を認めているが、子会社が親会社から部材を輸入する場合、①独立価格比準法(PIC法)と②原価基準法(CPL法)は、適用が難しく、③再販売価格基準法(PRL法)を採らざるを得ない。 この場合、子会社は事業分野別の利益率(機械部品の場合20%)を利潤相当額として再販売価格から差し引き、その金額を独立企業間価格とみなすことになるが、これは実態とかけ離れている。 (継続)	<ul style="list-style-type: none"> ・OECDモデルに準拠した制度にして欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・移転価格税制 	

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14		日機輪			<ul style="list-style-type: none"> 果たす機能や、負担するリスクに抛らず、法令で定められている利益率を確保するよう価格を設定しなければならない。 一方、日本の観点からはブラジル法人の機能・リスクや無形資産の状況に鑑み、ブラジル法人に適正な所得が配分されるよう価格設定をしなければならないため、移転価格の設定が非常に困難となっている。 (継続)	<ul style="list-style-type: none"> 日本やOECDガイドラインが適用を可能としているTNMM (Transactional Net Margin Method = 取引単位営業利益率法) やPS法 (Profit Split Method = 利益分割法) といった、利益を基準とした移転価格算定方法を追加して頂きたい。 ブラジルのOECD加盟、もしくはOECDルールに準拠した移転税制適用を希望。 	<ul style="list-style-type: none"> ブラジル連邦国税庁施行細目通達243号第8条、第12条、第13条、第23条、第24条、第25条及び第26条
		日機輪			<ul style="list-style-type: none"> ブラジルはOECDに加盟していない事により独自の移転価格税制がある。これにより、関係会社間取引上、移転価格ルールに抵触しない形でのブラジル資源の輸出が非常に困難。具体的には、鉄鉱石の輸出において適用される移転価格税制が複雑であり、商社としての強みが生かせない状況にある。 		
		日鉄連	(5)	移転価格税制の比較可能取引価格の不明確	<ul style="list-style-type: none"> 輸出入取引上、移転価格税制適用外としての容認限度基準について“海外関連者との取引価格が国内取引価格(税引き後)の90%を下回らない場合”とあるが、コモディティによっては国内取引価格が明確になっていない若しくは国内での取引がないケースがある。 (継続)	<ul style="list-style-type: none"> 国内取引価格の基準明確化及び国内取引が無い場合におけるの基準明確化。 	
		日機輪	(6)	高い粗利率によるみなし利益課税	<ul style="list-style-type: none"> ブラジルの移転価格税制は96年法令9430号に準じた2種類の異なった最大許容輸入品価格の計算式が存在することにより税務訴訟が多発している。 納税者側の主張は、 ①固定粗利率は業種別の差を考慮し柔軟性を持たせる。 ②単品計算ではなく商品のグループ平均粗利率を認める。 ③APA (Advanced Pricing Agreements) 事前問い合わせ制度を設ける、 等であったが、暫定563号(2012年4月)で粗利率が一般商品は20%に変更された。カメラを含む一部の商品は40%~30%と高く税務局との調整を必要としている。暫定563号は12年9月に法令化され最大許容輸入価格の比較額をCIF価格+輸入税からFOB価格に改正された。この法令12715/12は12月に細則が出たことからCNI(ブラジル工業連盟)、FIESP(サンパウロ州工業連盟)、ELETROS(ブラジル家電協会)を通じ、企業側の要請が行われる見通し。 (継続、要望変更)	<ul style="list-style-type: none"> 不当に利益操作をしているのではないかと調査、反論、立証というプロセス無しに機械的な課税方針には納得できない。 一部粗利率の見直し: 例:DSC40%を20%へ訂正して欲しい。デジカメの40%のマージンは高すぎる為。 ブラジルは24年度有効になる新規則を発行した。この規則はOECDにより沿ったもので、ブラジル企業は23年度中にこの新規則の詳細を入手予定。 	<ul style="list-style-type: none"> 移転価格税制 法令9430(1996年) 法令12715/12(2012年9月) Regulation of transfer pricing Law 12715/12 (September, 2012)
		日機輪	(7)	売上を課税ベースとする給与納税制度	<ul style="list-style-type: none"> 法令12715号(2012年9月18日発行)55条により業種によっては従来の給与額20%に対し売り上げの1%で納税する制度への選択が可能となった。 (継続)	<ul style="list-style-type: none"> 給料付帯経費の負担低減。 	<ul style="list-style-type: none"> 法令12715号55条(2012年9月18日発行)
		日機輪	(8)	貸倒の納税額償還制度の不在	<ul style="list-style-type: none"> 付加価値税・売上税が課税された売上債権が貸倒となっても納税額を償還する制度がない。税率も貸倒リスクも高いので影響が大きい。最高裁判所は、販売損失が生じた場合の税金の払い戻しはないと判断している。 (継続)	<ul style="list-style-type: none"> 和議・倒産に限定でも良いから制度化を望む。 	

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14		日機輸	(9)	厳しい繰越欠損金使用制限	・法人所得税上の繰越欠損金の利用限度額が、各年度の課税所得の30%までとなっており、諸外国と比べて厳しい。 (継続)	・繰越欠損金の利用限度額を引き上げて頂きたい。	・ブラジル法人税法
		日機輸	(10)	ロイヤルティや役務提供料にかかる高税金	・源泉所得税に加えて、ロイヤルティ支払の場合はCIDE (Contribuição de Interbenção no Domínio Econômico = 特定財源負担金) 及びIOF (Imposto sobre Operações Financeiras = 金融取引税) の合計10.38%の追加税金、役務提供料の支払いの場合はCIDE、IOF、PIS (Program of Social Integration = 社会統合基金)、COFINS (Contribution for the Financing of Social Security = 社会保険融資納付金)、ISS (Imposto sobre Serviços = サービス税) の合計25%の追加税金がかかり、負担が大きい。 (継続)	・源泉所得税に加えての高税率の追加税金負担の制度は撤廃して頂きたい。	・ブラジル産業財産法
		日商	(11)	州税還付の困難	・州税の商品流通サービス税(ICMS)は州間取引時に還付が出来にくくキャッシュフローに影響。 例えばサンパウロ州で輸入する貨物には輸入時に18%が課されるが同貨物を他州に販売する場合には税率が4%で全額還付相殺に至らず税クレジットが溜まり消化が出来ない。 (継続)	・税クレジットが溜まらない様に輸入時の減免の認可、又は同クレジットを輸入時の納税の際に相殺可能として頂きたい。	
		日機輸	(12)	州税減免措置の適用手続き・公表の遅れ	・国産品に対してサンパウロ州から付与されるICMS(VAT相当/州税)の免税特例の適用手続き並びに適用時期が不透明なケースがある。免税特例の適用には年次の更新手続きが必要となるが当局の公表内容が不明瞭なケースがあり、2021年には当社現地子会社の手続きが間に合わず、8か月間一部地域向けの販売に減免特例が適用できなかった。 また2023年1月から新たな免税特例が実施される予定であるが当局からの正式な発表が遅れており、減免特例不適用のリスクのある状態で販売を行っている。(1/31現在)	・ICMS免税特例の更新手続きの明確化。 ・免税・税制度改定時の早期公表(1ヶ月以上前)。	
		日機輸	(13)	税法規定の不明確	・欠損によるTax Lossの規定があいまいでなかなか使用できない。税務上の損失の30%のみを使用することを現在認めている。最高裁判所はこの立場を確認済。企業にプラスまたはマイナス影響を与える可能性のある税法に関する議論が、行政および裁判所で行われている。 (変更)		・法人税法 ・Corporate Tax Law
15	価格規制	日機輸	(1)	INCOTERMの不適用	・CIFまたはCIPは、製品の原価値+保険+運賃を正しく通知する必要がある。当社がインコタームズCIFまたはCIPを介して輸入することは通常ではないが、現在の保険契約は条項Aなどのインコタームズを対象としている。ブラジルの輸入業者が合意したインコタームズと保険の適用範囲に関係なく、当社は外国の保険会社を雇うことを許可されていない。 ただし、Circular SUSEP 392/09は無効になっているため、外国の保険に加入する必要性は少なくなっている。そのためには、Circular SUSEPN°603/ 2020によると、特定のカバレッジに関するものでなければならない(Resolução CNSPN°197/ 2008)。 (継続)		・Resolução CNSP N° 197/2008 ・Circular SUSEP N° 603/2020

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法			
16	雇用	日機輪	(1)	ビザ発給の遅延・取得難	・日本から出張者、支援者、赴任者を受け入れる場合、その目的によって商用ビザ、短期(テンポラリー)ビザ及び長期(パーマネント)ビザの取得の必要があるが、ビザ取得にはかなりの時間を要す。 (継続)	<ul style="list-style-type: none"> ・ビザ取得の簡素化・スピード化。 ・各種ビザでの滞在期間延長手続きの簡素化。 ・ビザ取得手続きの改善。 ・ビザ取得手続きの改善。 ・米国並のビザの発給の迅速化。 ・有効期間の長期化。 ・ビザ取得の早期化。 ・手続きの早期化をして頂きたい。 ・変更手続きを6ヶ月前に申請できることを要望する。 ・ビザ発給の迅速化、有効期限の長期化。 				
		日機輪			・技術支援者の出張に際し、ビザ取得が必要となっており、ビザ取得に時間がかかり、緊急な出張に対応できない(実働10日間以上)。 (継続)					
		自動部品			・技術支援者の出張に際し、ビザ取得が必要となっており、ビザ取得に時間がかかり、緊急な出張に対応できない(実働15日間以上)。 (変更)					
		日機輪			・外国人の就労許可の審査が厳しくなっており、役員や技術者の就労許可の取得が困難となっている。赴任者・出向者の長期ビザの発給の遅れは、企業の人事政策に支障をきたしており、早急な改善が必要である。ビザの発給に非常な時間と経費がかかる。90日間有効のビザ(業務出張用)一期間が短すぎるがーの場合、発給に申請後約1週間、10,400円(Consular feeとして)かかる。(米国からブラジル向けのビザは5年間有効) (継続)					
		日機輪			・外国人就労者に対して、ビザ(パーマネント・テンポラリー)取得まで半年程度を要する。 (継続、要望変更)					
		日機輪			・現地でのビザ申請手続きに時間がかかる(3ヶ月程度必要な場合有り)。 (継続)					
		日機輪			・短期ビザを永住ビザに変更するためのプロセスは4～6ヶ月間掛かる。しかし、申請することは有効期限の2ヶ月前にしかできない。 (継続)					
		日機輪			・ビザの発給に時間がかかり(2～3週間)、緊急の出張に対応できない。 (継続)					
		日機輪			・ビザの発給手続きが極めて官僚主義的で、手続きには時間が掛かる。 (継続)					
		日機輪			(2)			短い入国ビザの有効期間	・入国ビザの期間が3ヶ月と短期でかつ、ブラジル入国に有効であるだけでなく、出国時にも有効である必要があるため、非常に使いづらい。 (継続)	<ul style="list-style-type: none"> ・ビザ期間延長。 ・緊急なときではなくてもビザを直接領事館で申請することができるように要望する。
		日機輪							・現在の法令によると、ブラジル滞在期間が30日以下であり、緊急な場合であれば、ビザを直接領事館で申請することができるが、普通の場合はできない(労働許可証は不要)。 (継続)	
		日機輪							・短期ビザの在留期間を延長するためのプロトコルだけを証明し、ブラジルに入ることができない。 (継続)	

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法		
16		日機輸			・ビザの有効期間は60日のみ(米国から)。韓国はビザなしで入国可能。 (継続)				
		日機輸	(3)	商用査証の有効期限	・ブラジル商用査証の有効期限が3年間に変更。 (継続)	・ビザ発給の迅速化。 ・有効期限の長期化。			
		日機輸	(4)	外国人登録手続の遅延	・RNE(外国人登録書)登録・変更の申請が予約制で、予約に時間がかかる。 (継続、要望変更、)	・ビザ取得の簡素化・スピード化。 ・各種ビザでの滞在期間延長手続きの簡素化。			
		医機連	(5)	労働者過保護の労働法制	<p>・過度の労働者を保護。 (継続)</p> <p>・過度に労働者側有利かつ大変複雑なものが目立つ。厳しい労働条件の規制、手厚い雇用保障、給与は名目成長率にスライドして上がり続け、一方でいかなる理由でも減給は一切認められない。(降格も)人件費の削減が困難なため、コロナのような不測の緊急事態時に多くの企業で必要以上の大量解雇や廃業が発生。過度な労働者保護が結果的に多くの労働者・企業 双方の首を絞めている側面もみられる。これらは外資系企業から「ブラジルリスク」と呼ばれるものの一つでブラジル進出への足枷と撤退の促進に繋がっている。 (内容、要望ともに変更)</p> <p>・法律により、従業員は1日8時間以上働くことが禁じられている。従業員は、相殺または追加の賃金を条件として、1日あたり最大2時間の残業をすることができる。残業は追加料金がかかる。 (継続)</p> <p>・休暇の付与は厳格である。従業員は、1年に30日の休暇をとる権利があり、それぞれ5日以上の分割払いで最大3回に分けられる。従業員は、月給の3分の1を追加で支払うと、10日間の休暇を失う可能性がある。 (継続)</p> <p>・労働者保護の色彩が色濃く、労働関連費用は他国に比べ高額。企業の経営状況や社会情勢の変化に合わせた降格・減俸・人員整理・処遇改定が実施できない。</p>	・経済停滞を生じない社会制度の整備。	<p>・労基法</p>		
		自動部品						<p>・数年に一度でも、ブラジルの労基法に関する現地法人経営者向けセミナーがあると良いと思います。ブラジルの労基法は非常に難解かつトリッキーなのでそれを求めている企業は多くあると思います。また、一企業の人間が単独で調べただけでは正しい解釈へ導かれられないこともあるため。</p>	
		日機輸						<p>・法律の撤廃。</p>	<p>・労働法 ・Labor law ・Law 13467/2017</p>
		日機輸						<p>・企業競争力低下を防ぐために、税金・社会負担金の減少や給与の減給を認めることなどグローバルに対応した制度を望む。</p>	<p>・労働法 ・Labor law ・Law 13467/2017</p>
		自動部品			<p>・労働法</p>				
		日機輸	(6)	労務費の高騰	<p>・高い人件費と手数料。 (継続)</p> <p>・年々上昇する賃金に対して、当社の売価が追従できない。管理職も含め全ての社員が、一律に賃金が増えることはかなり異例。それも最近では、10%を超えるレベルである。</p>	<p>・法律の撤廃。</p> <p>・せめて管理職の一律の賃金上昇は廃止してもらいたい。</p>	<p>・労働法</p>		
	日商								
	医機連	(7)	頻発する公務員ストライキ	<p>・頻発する公務員ストライキ。 (継続)</p>	<p>・経済停滞を生じない社会制度の整備。</p>				

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16		日機輪	(8)	業種別労働組合への強制加入	・労働法により従業員は職種別・業種別の労働組合への登録を義務付けられる。サラリー改定、労働条件の改定が労働組合毎に決定されるため、企業内で賃金の改定、条件の統一ができない。 小規模事業所において社員間に異なる基準ができると、社員間の不満あるいは労働クレームの原因になる。 (継続)		
		日機輪 自動部品	(9)	組合との協議の不明確・難しさ	・従業員の勤務時間振替制度(時間貯蓄銀行: Banco de Horas)は、関連する労働組合の同意を得て作成し、時間の相殺、休日のスキップ、ホームオフィスの実施の条件とともに雇用契約に定めることができる。 (継続) ・給与改定、労働条件等の改定には労働組合との協議が必要。 17年の労働法改正により従業員の労働組合費支払いは義務から任意になったことから、労働組合は組合員離れを阻止しようとこれまで以上に高圧的な姿勢で交渉しており、交渉が難しくなっている。	・法律の理解と執行。 ・労働法以外に組合との協定が優先されており、大きなコスト負担増となっている為、企業毎に運用を委ねて欲しい。	・労働法 Labor Law
		日機輪 日機輪	(10)	現地人雇用義務	・給与と定員数でブラジル人の比率が2/3以上でなければならない為、小規模事業所では成立しにくくなる。 (継続) ・現地人雇用により駐在員と現地人の給与比率を基準内にする必要がある。 (継続)	・労働法の改定。 ・労働法の改定。	
		日機輪	(11)	派遣社員の雇用期間制限	・派遣労働者は、季節要因やパンデミック、予測不可能または断続的な需要に応じて配置する必要があるが、ストライキ中の労働者の交代には適用できず、また270日を越えて雇用できない。 原則として、一時労働者は通常の労働者に完全に取って代わることができない。 (継続)		・Federal Law N° 6.019/1974 ・Ordinance n° 789/14
		日機輪	(12)	特異なアウトソーシング制度	・法律の要件を満たしていれば、会社の主要な活動についてアウトソーシングサービス会社を雇うことが可能だが、それは特定の人の雇用ではない。 (継続)	・法律の理解と執行。	・労働法 Labor Law
		日機輪	(13)	外資企業経営者の居住者要件	・ブラジルでは駐在員事務所という法人格は認められておらず、また、外国企業の支店設立は許可を得るのが難しいため、現地法人の形態を採ることとなる。その会社経営を行う代表者はブラジル居住者(外国人の場合は永住ビザを有する者)に限られる。 [永住ビザ取得のための条件……代表者交代の場合も下記条件が必要] ー非居住者の永住ビザを取得するには、会社は(i) BR \$ 600.000,00 (1100.000,00米ドル)の投資を行う必要がある。または(ii) 今後2年間に少なくとも10人の地元の人々を雇用する場合、BR \$ 150.000,00 (US \$ 27.500,00)の投資が必要である。 この規定は、役員、取締役、マネージャー、またはその他の幹部にのみ適用される。他の仕事や従業員には、他のより適切な規制がある。 ー以前のテンポラリービザは2年プラス2年でパーマネントビザへの切り替	・事業形態により様々の企業登録ができるようにすべき。 ・他国のように駐在員ビザの取得を容易にすべきである。 ・制度撤廃。	・ブラジル外務省からの規制 Regulation from Brazilian ministry of foreign affairs. ・ブラジル司法公安省の規制 Regulations from Brazilian ministry of justice and public security ・法令11/2017 CNIが発行

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16					えとなっていたが、法令99(12年12月19より)2年後切り替えが可能となった。 (変更)		Normative Resolution 11/2017, issued by CNI
17	知的財産制度運用	日機輸	(1)	特許侵害製品の輸入差止規定の不備	・税関による水際措置は、商標権侵害の製品を差し止めることを規定しているのみで、特許侵害製品の差し止めについては規定がない。 特許侵害製品が税関により輸入差し止めされたケースは非常に稀であると情報を得ている。 (継続)	・特許侵害品の差し止めの規定を設けていただきたい。	・産業財産法198条
		日機輸	(2)	税関への知財保護申請登録システムの不在	・税関による水際措置は、職権のみの対応で、権利者から保護を申請する登録システムがない。 (継続)	・税関における知的財産保護の登録システムを設立していただきたい。	
		製薬協	(3)	知財保護に関する法律の不安定	・特許存続期間は特許登録から起算して10年未満であってはならないと規定する産業財産法第40条補項に対する最高裁の違憲無効判決がなされた(2021年5月)。 また、医薬品及びヘルスケアに関する特許については当該判決が遡及適用され、製薬企業がブラジルにおいて有する特許・出願に大きな影響を与えた。 そもそも、40条補項はブラジル特許庁(INPI)の著しい審査遅延を補完する規定であるところ、ブラジル特許庁が進めているバックログ解消の対策は高く評価しているが、製薬関連の特許では、いまだに出願から登録まで10年以上の期間を経る特許出願が相当数ありバックログ解消が十分になされているとはいえない。 (継続)	・ブラジル特許庁の審査遅延によって特許期間が不適切にならないようにPatent Term Adjustmentの規定を設定するなどの対応を求めたい。	・ブラジル産業財産法第40条補項
		製薬協 日機輸	(4)	特許出願審査・権利化の長期化	・ブラジル特許庁(INPI)は、日本特許庁との間の特許審査ハイウェイ(PPH)パイロットプログラムの対象に2019年12月から医薬分野を加え、2021年からは件数制限を緩和し、更に実体審査を行わない簡略化された手続(simplified procedure)の検討、preliminary office action等、特許出願のバックログ解消を図っており、パテントバックログ期間も短縮されてきている。 しかし、医薬品分野のバックログ期間はまだまだ平均より長期であり、10年を超えるバックログ期間の特許出願も相当数存在するところ、これらの対策などを通して一層の改善が求められる。 ブラジルは新薬のデータ保護期間がないにもかかわらず、ブラジルで新薬発売時に特許未登録であることが多く、引き続き改善のための対策を求めたい。 (継続) ・権利期間が短くなってしまう。また、権利が確定していないにもかかわらず更新料を支払い続けなければならない。 (継続)	・TRIPS協定に従い、技術分野で差別することなく適時に特許付与して頂きたい。 ・審査官の増員・Preliminary OA・PPH等を導入し、バックログ解消を図っているようだが、権利化までの期間を短縮していただきたい。	・現地代理人情報、セミナー情報

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17		日機輪	(5)	特許出願継続期間中の更新料の支払い	・ブラジル特許出願が係属している間は、更新料(Renewal Fees)をブラジル特許庁に支払わなければならない。現状では、最終的に特許出願を放棄した場合にそれまでに支払った費用が無駄になる。 また、審査が遅れている件では、更新料の支払いだけを行っていることになる。 (継続)	・日米等の主要国のように、ブラジル特許出願の更新料(Renewal Fees)は登録後に支払うように法改正していただきたい。あるいは、登録時にまとめてそれまでの更新料の累積分を支払えるようにしていただきたい。	・産業財産法84条
		日機輪	(6)	審査請求順ではない審査の順番	・特許出願に関して出願番号順に審査が行われているため、早期に審査請求を行っても、あとから審査請求した出願番号の早い件の方が先に審査される。 (継続)	・特許の審査請求が行われた順番に審査をしていただきたい。	・現地代理人情報を
		日機輪	(7)	審査終了後の分割出願不可	・審査終了まで、すなわち①②のうち、いずれか遅い方の日付までしか分割出願が許されないが、許可されたことが官報に掲載された時点で審査が終了しているため、許可のタイミングでは事実上分割ができない。 ①審査官が許可または拒絶を決定した時点(→出願人は官報で初めて許可になったことを知る。審査官が許可を決定した時点を知るすべはない) ②上記①の決定が、特許庁の官報に公開される時点から遡って30日(→つまり官報で知った時点ですでに分割できない) (継続)	・官報に許可された旨が掲載された時点で、既に①及び②を超過しており、分割の機会を逸している。官報に許可された旨が掲載された後も、例えば数か月間は、分割出願を認めていただきたい。 ・あるいは、USやEPにならって、許可通知を発行していただきたい。 ・官報掲載を予告するための許可通知を発行していただきたい。	・産業財産法26条
		日機輪	(8)	分割出願要件の厳格化	・親件の審査請求後に分割出願した子件のクレームは、親件の審査請求時のクレームの要素によって限定されていないといけないという規定(Brazilian PTO Rule #93/2013 2.7)は、他国と比べて厳しすぎる。	・分割は、出願書類によって最初に開示した内容を超えないことを条件としていただきたい。	・Brazilian PTO Rule #93/2013 2.7
		製薬協	(9)	強制実施権に関する改正法による営業秘密の共有要求	・2021年9月に強制実施権に関するブラジル産業財産法第71条が改正施行された。この改正の中で特に問題と考えるのが、強制実施権の発動に伴い「特許又は特許出願の対象に関連する情報、データ、及び文書を有する公的機関は、ライセンス対象の製造に有益なすべての要素を共有しなければならない」との条項である。 製薬企業は各国で製造販売承認を得るために公的機関に当該製品の製造に関する多くのデータや情報を記載した書類を提出する必要があるところ、上記条項によれば、強制実施権の対象となった特許に関する製品にかかるデータや情報が公的機関から共有されることになる。 しかしながら、かかるデータや情報には製薬企業の営業秘密が含まれており、これらのデータや情報の共有がなされると製薬企業のビジネスに大きな影響を与えることになる。 なお、2022年9月に強制実施権に関する法案(PL2505/2022)が再度ブラジル議会に提出されている。本法案では2021年改正法において大統領による拒否権が発動した条項が再度盛り込まれているなど製薬企業にとって厳しい内容となっている。 (内容、要望ともに変更)	・左記条項の削除を強く求めたい。もしくは左記条項が運用されるのであれば、実施細則において、共有先を限定する、共有先においてライセンス対象の製造に有益な要素のデータや情報を保護するといった規定の設定を求めたい。 ・なお、現在ブラジル議会に提出されている強制実施権に関する法案について、製薬企業の営業秘密の開示を求め、企業に過度な負担を求める条項は承認されないよう求めたい。	・ブラジル産業財産法第71条

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17		時計協	(10)	商標権に関する問題点	・商標権に関して、下記の問題がある。 ①住所変更などの諸手続きに時間がかかりすぎている。 －事例:3年 ②異議申立手続きに時間がかかりすぎている。 －事例:5年超で決着しておらず (継続)	・諸手続きの迅速化。 ・審理の迅速化。	
18	技術移転要求	医機連	(1)	技術移転要求	・国産化認定の一環として、売上の4%のブラジル国内R&D投資が義務づけられているだけでなく、投資回収義務がメーカーに課せられている。 (継続)	・技術移転要求の排除。	・8248/1991 ・10176/2001 ・11077/2004 ・12431/2011
		自動部品	(2)	技術援助契約に基づく支援料の未回収のリスク	・パキスタンと同様に、図面代はロイヤリティに含まれるとされ、費用回収ができていない。ロイヤリティ料率を最大値としているが、回収は追いつかず、増加する一方である。	・年々、ランプ単体ではなく、車両との通信ができるようシステム化されている。 ・必要な技術ノウハウの高度化と工数の増加が認められ、ロイヤリティ料率の最大値を上げる、あるいは図面代は図面代として回収できるよう働きかけていただきたい。	・INPI
19	工業規格、基準安全認証	日機輸	(1)	不合理な化学物質規制	・2018年中旬に法規制案が提案された。要求内容の大半はEU指令と同等の内容となっているが、一部の化学物質について、施行と同時に制限され、また規制開始時期が5回に分かれているなど、製造者への負担が大きい。 また、EU WEEE指令といったリサイクル関連の法規制にて一般的に使用されているゴミ箱×マークが、なぜか本規制にて要求されている。ブラジルでは、別途リサイクル関連の法規制が検討されているため、それらの規制との関係次第では、将来的な混乱が予想される。 (継続)	・ゴミ箱×マークの表示要求を本規制より削除して頂きたい。この要求は、適切なタイプの規制にて議論されるべきと考える。 ・十分な準備期間を設定した上で、混乱がないように物質群を2つ程度のグループにまとめて順次施行されることが望ましい。	
		医機連	(2)	ANVISA(衛生監督局)への登録手続の遅延	・ANVISA(衛生監督局)への新製品登録に書類提出後半年かかる。 (継続)	・緩和を含むプロセスの効率化。	
		日機輸	(3)	適合性評価にかかる情報の不足	・国家度量衡・品質・科学技術院(INMETRO)当局のウェブサイトにつながらず、必要な情報(対象品目の適合に必要な規格、適合性評価方法)が得られない。	・更新されている場合は、新サイトから適合性評価に必要な事前情報が得られるように改善を要望。	
22	環境問題・廃棄物処理問題	日機輸	(1)	自動車産業支援策の電動化政策非連動	・電動車市場が成熟するまでには、すべての電動車の輸入に対し、インセンティブが必要であると認識しているが、政府は、2014年から導入しているハイブリッド・電動車輸入関税の引下げを終了する方向で議論していると聞いている(プラグイン・ハイブリッドを除く)。 一方、ROTA2030という自動車産業支援策において、投資優遇・環境・安全対応促進策を含んでいるが、カーボンニュートラル実現とは連動していない。よって、冒頭の意向発信により、業界内で混乱が発生している。 (継続)	・中長期視点で予見性のある政策・ロードマップの提示。	

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
22		日機輪	(2)	グリーン技術の制度・インセンティブの未整備	<ul style="list-style-type: none"> グリーンテクノロジー(グリーン水素等)へのインセンティブ(免税、減税、助成金など)がないため、新しいグリーン技術(グリーン水素など)のプロジェクトの経済性が他国に比して劣後する。 炭素市場/排出量取引の関連産業は現状未発達。このため、水素/アンモニアなどの新しいグリーン技術を産業や輸送に採用するには高コストとなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 新興技術に対する投資インセンティブ創出。 炭素市場/排出量取引スキームの構築。 	
		日機輪					
		医機連	(3)	環境法規制内容の不一致	<ul style="list-style-type: none"> 欧州、中国、ブラジル、UAEなどの環境法規制の要求内容が各国で異なっており、法規要求の食い違いへの対応が負荷となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 各国食い違う環境法規制の要求事項を統一する国際的活動。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境法規制
		日機輪	(4)	新規化学農薬の登録手続きの煩雑	<ul style="list-style-type: none"> 農薬メーカー各社が新規登録時の煩雑さを訴えている。過去より伯政府による登録簡素化の試みが何度かアナウンスされているものの、進む兆しが見られない。前ボルソナロ政権時代に再度検討するという発表があったが、ルラ政権への移行後は再度暗礁に乗り上げるのではないかとされている。 	<ul style="list-style-type: none"> 新規農薬規制の簡素化。 	<ul style="list-style-type: none"> Decree.4.074/2002 Law 7.802/1989
23	諸制度・慣行・非能率な行政手続	自動部品	(1)	行政手続の複雑・遅延	<ul style="list-style-type: none"> 一般的に諸手続きに非常に時間がかかる。監査などにおいては担当者の権限が強く、担当者によって判断が異なるため、たびたび、前例のない指摘や矛盾のある対応により手続きが止まってしまう。担当者が休暇中の場合、判断できないとの事から手続きが止まった。(市役所、CETESB、消防等) 	<ul style="list-style-type: none"> 構造改革(過剰な公務員保護の見直し)。 	<ul style="list-style-type: none"> ブラジル労働雇用省 規則等
		日機輪	(2)	会社設立手続の煩雑・遅延	<ul style="list-style-type: none"> ブラジルでは国外からの投資に際して、投資前にブラジルでの法人登録番号(CNPJ)の取得と中央銀行への登録が求められている。この手続きに手間や時間がかかり、投資の実行が遅れるなど、支障をきたすことから、出資する側、される側ともに好ましいことではない。(継続) 	<ul style="list-style-type: none"> 当該手続きを廃止して頂きたい。 	
		日機輪	(3)	税恩典の見直しリスク	<ul style="list-style-type: none"> 完成品輸入税の引下げや、マナウス恩典の見直し等の議論がある。長年にわたり、現地生産に多大な投資をし、多くの雇用も創出してきたが、完成品輸入税の引下げや、マナウス恩典の拙速な見直しは、低品質・安価な輸入品の流入を招き、現地雇用縮小・ブラジル製造業の弱体化に繋がる。当社は、マナウスとエストレマで重要な税恩典を受けている。将来の税制改革時に、影響を受ける可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 中長期視点にたった製造業発展に寄与する政策。 	
		日機輪	(4)	輸出競争力の不足	<ul style="list-style-type: none"> ブラジルコストが価格に上乗せされ製造業が裾野産業の拡がり含め脆弱なブラジルは全般に輸出競争力がなく周辺国への輸出すら難しいのが実態。ブラジルの製造業発展、外貨獲得、雇用創出を図るための政策が弱い。(継続) 	<ul style="list-style-type: none"> 輸出時用へのサポート。例えば輸出商品に使われる部材の輸入税減免等。 	
24	法制度の未整備、突然の変更	医機連	(1)	法律改定の複雑・不明確	<ul style="list-style-type: none"> 各種法律の改定が、旧法の修正・追加という形のため、最新法を見るだけでは全体像が掴めず、いつまでたっても旧法を参照しなければならず非効率・分かりづらい。(継続) 	<ul style="list-style-type: none"> 法制度単純化・明確化。 	

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
24		日機輪	(2)	法律の頻繁な改正、猶予不足	・輸入に関する法律は、外国為替の状況により頻繁に変更され、すべての法律および規制は、通常、公布の翌月または法律で指定されたとおりに適用される。	・法規の施行には十分な猶予期間を設けるべきである。最低でも3カ月程度の準備期間を認めるべきである。 ・法制度変更通知から施行までの猶予期間を従来よりも長くして欲しい。	・Res. CAMEX 4 / 2019, OCT, 28th ・ブラジル中銀令2747号 (輸入ユーザンス関連)
		日機輪	(3)	法制度、規制による重いコスト	・複雑な税制・労働法制度、民営化の遅れ等ブラジル特有のコストが重たく、同国の事業発展を阻害。 (継続)	・税制改革や民営化等改革のスピーディな推進。 例) 例えば進捗途上ですがガス事業民営化でより安価なガスが製造事業者や家庭で利用可となる。	
		医機連	(4)	訴訟の頻発、判決の遅延	・頻発する訴訟。時間のかかる判決。 (継続)	・緩和を含むプロセスの効率化。	
26	その他	日機輪	(1)	物流インフラの未整備	・人件費が高い上に、港湾・国内輸送網等のインフラ整備状況が悪くコストも高いので、国際競争力のある物作りは難しい。 (継続、要望変更)	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾、国内輸送網、通信網等のインフラを整備する。 ・国内インフラの整備推進。 ・国内インフラの整備推進。 ・輸送インフラの改善、整備。 ・輸送インフラの改善、整備。 ・輸送ルート of 安全確保。 ・国道BR319の舗装。 ・鉄道インフラの構築。 ・港湾施設の整備や管理を強化していただきたい。 ・直行コンテナ船を整備していただきたい。 	
		医機連			・未整備の鉄道網。 (継続)		
		医機連			・劣悪な道路。 (継続)		
		日機輪			・中央・地方政府が行うべき経済・社会インフラトラクチャーの整備が、財源を人件費に喰われて疎かになっている。 (継続)		
		日機輪			・税制恩典地域のマナウスは、部品調達の一部がサンパウロ地区からであるが、輸送ルートが非効率で日数がかかり、また輸送コストが高い。陸送時の強盗の危険もある。 (継続)		
		日商			・顧客への輸送時間が掛かり、コストが掛かる。マナウスからサンパウロへの輸送インフラの改善。 － 国道BR319が劣悪 － 鉄道インフラが無い		
		日機輪			・港湾施設の整備や管理の状況が悪く、主要市場への直行コンテナ船がない。		
	日機輪	(2)	通信インフラの未整備	・インフラ整備(電話回線の状況の悪さ、雷による突然の停電)など問題がある。 (継続)			
	日機輪	(3)	治安の悪化	・進出企業の集中するサンパウロでは、オフィス、倉庫物件の場所選定に、従業員の安全、貨物の保存を考慮して選定しなければいけないが、安全条件を満たす場所が極めて少ない、あるいは非常にコストが高すぎる。 (継続)			

※経由団体: 各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
26		日機輸			・サンパウロからマナウスへの部品の陸送時に強盗の危険がある。 (継続)		
		日機輸			・サンパウロ・リオデジャネイロだけでなく、全国的に治安が悪化、殺人、強盗、誘拐が多発。マナウス市内の治安(重火器を持った強盗等)が悪化している。 (継続)		
		日機輸			・雇用機会の不足、所得分配の不平等などに起因すると思われる治安の悪化(最近では、大都市を中心に麻薬絡みの犯罪や未成年者の犯罪も増加しているという)が、投資環境にも影響している。 (継続)		
		日機輸			・サンパウロ以外の都市には、セキュリティを理由に貴重品が空輸できない。 (継続)		
		日機輸	(4)	COVID-19による輸入手続きの煩瑣・遅滞	・COVID-19によって引き起こされたいくつかの海上輸送問題により、材料を供給し、海上で出荷するためのスペースの不足と航空輸送への追加手配による遅延を回避するために、いくつかの内部手順を変更したが、GFN / PLAの支援およびサポートを受けている。 (変更)		

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

チリにおける問題点と要望

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14	税制	日機輪	(1)	高額な税率	・配当の支払に対して、高い税率の源泉税(35%)が課されている。 (継続)	・源泉税率を撤廃、または軽減して頂きたい。 ・いずれの税率も下げて欲しい。	・税法
		日機輪			・法人税27%、付加価値税19%、海外への配当に対する源泉税35%はいずれも高い。		
		日機輪	(2)	移転価格文書の検証対象期間	・実務的に移転価格文書の期間検証が原則認められていない。現地の損益は外的な要因にも左右されるため、単年度で確実な利益を確保するような移転価格の設定は実務上非常に困難である。 (継続)	・OECD原則に則り、最低3年程度の通算検証を認めて頂きたい。	・移転価格税制(法人税法)
		日機輪 日商	(3)	鉱業ロイヤルティの負担増	・依然国会にて審議中。大幅な引上げはないと思われるが、引続き状況を注視。 ・【○】 年間5万トン以上の鉱山に対して、①売上額の1%、②利益率に対して8-26%のロイヤルティを課すとする法案が国会で審議されている。巨額な初期投資を高銅価期の収益により回収するという鉱山投資の構造や各鉱山の品位や規模によるコスト差を考慮しておらず、本法案が成立すると投資回収が困難となり、新規開発・探鉱を大きく抑制させることになる。	・チリ政府に対して大幅な引上げは行わないように働きかけをお願いした。 ・中・小規模、低品位鉱山への配慮、他の鉱山国と同等の課税率になるようにしていただきたい。	・Boletin 12093-08
16	雇用	日機輪	(1)	就労ビザ、滞在許可、市民登録、ID取得の長期化	・チリの新移民法以後、短期滞在許可取得、市民登録、ID取得に非常に時間がかかり、新規の駐在渡航者の円滑な交代、現地での就労に大きな問題を起している。	・手続き期間の短縮。 ・個人ID番号、カードを取得できるまでの期間の短縮化、または、個人ID番号無しでも銀行口座開設や賃貸契約の締結ができるようにして欲しい。 ・就労ビザ取得・更新に要する時間の短縮化と手続きの明確化をして欲しい。 ・チリ政府(内務省、法務省)の愚鈍な行政手続きの改善を依頼して頂きたい。 ・内務省及び法務省での手続きの迅速化。	・査証制度の運用
		日商			・入国後に取得する個人ID番号、カードを取得するのに1か月以上を要し、その間、銀行口座の開設や住居の賃貸契約など、生活インフラの整備を進められない。		
		日商			・駐在員のビザ取得手続きに時間がかかり、赴任者・帰任者間での業務引継ぎや、現地での生活立ち上げタイミングを計るのが困難。また、同じタイミング・同じ書類を用意して申請した場合も、ビザが下りる人と下りない人がでる等一貫性がない。 ・駐在員のビザ更新手続きについても、取得できるまでの待機期間が長い状況にある。		
		日商			・短期滞在許可(ビザ)が新規取得・切替が申請から取得まで4-8か月かかる状態がチリの移民法改正後常態化し、駐在員や家族の赴任に支障を来し、現地駐在者も2年毎の切替のたびに長期間身分証明が失効する事態が発生している。		
		日機輪		・チリ赴任にあたってのVISA発行が、早くて3か月、遅いと1年以上掛かっている。また滞在許可については申請から1年以上待つのが通常化している。 さらにVISA受領後に発行される身分証明書の発行に3か月以上要しており、日常生活に支障をきたしている。			

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17	知的財産制度運用	製薬協	(1)	強制実施権の発動	・医薬品の価格低下／保険財政の問題解決を意図した強制実施権の発動の動きがある。 チリでは、2018年3月にC型肝炎治療薬に対する強制実施権は公衆衛生上の観点から正当化されると宣言したResolution399が発行され、また医薬品の価格を下げることを目的とするFármacos II bill(これには強制実施権の条項も含まれている)が2020年5月に二院制議会委員会で承認された。 (継続)	・TRIPS協定31条の条件を満たさない、安易な強制実施権の発動は止めて頂きたい。 ・強制実施権発動の基準や手順を明確化していただきたい。	・TRIPS協定31条
19	工業規格、基準安全認証	日機輸	(1)	過剰な製品安全要求、認証体制整備不足	・当社が使用している一番典型的な製品安全認証スキームの場合、認証取得時工場監査および認証後に年1回の工場監査(年1回)、および工場訪問によるサンプル抜き取り検査(認証の6ヶ月後)や、市場でのサンプル抜き取り検査が要求されている。抜き取りサンプル数も非常に多い。これだけでも、先進国の要求に比して負担が大きい、工場監査は製品(プロトコル)毎、認証機関毎に別々に実施されることから、頻度が高くなりがちで負担が大きい。 また、チリ本国から監査官が訪問するため日程調整が難しく、監査のためのチリ向け製品の生産日の調整が困難。 決議34474により、他国の試験レポートおよび工場検査レポートが条件付きで受け入れられることとなったが、実質的に使用できないことが多い。 (変更)	・採用する製品安全規格が共通な製品について工場検査の共通化、抜き取りサンプル数の適正化、充分な対応期間の設定、IECEE CBスキームに基づき発行されたCB試験レポートの受け入れ等を希望する。	・テレビとセットトップボックス延期省令2716号 ・DVD、ブルーレイ及びオーディオ機器省令2684号 ・ホームシアター機器・プリンター省令2371号
23	諸制度・慣行・非能率な行政手続	日商	(1)	規制の大幅な変更、不安定な政情	・左派勢力が政権を奪取して以来、憲法改正、税制改革、治安維持など様々な社会的基幹制度において、極めて不安定な状況が継続しており、外国資本が多額の投資を実行できる環境にはないのが現状。	・長年に安定した規制、政府による積極的な外国投資促進の政策を望む。	
24	法制度の未整備、突然の変更	日商	(1)	憲法改正による鉱山国有化や国による水利権の一元管理	・2022年の憲法改正では最終的に国民投票で新憲法が否決されたものの鉱山国有化や国による水利権の一元管理が含まれていた。 2023年1月から再度憲法改正手続きが開始されており、同様の議論が再燃され新憲法にこうした条項が含まれる恐れがある。	・安定して事業が継続できるような政治的安定性を維持していただきたい。	
26	その他	日商	(1)	交通インフラの未整備	・生産品を大型トラックで輸送するための道路網が発達していない。幹線道路以外は舗装も薄くトラックの通行により短期間で壊れやすい。 また、舗装の道路は土埃による住民のクレームを避けるため散水が必要である。トラック通行に対する近隣住民との対話、道路が破損した場合の修理費などに関する企業の負担が大きい。 (内容、要望ともに変更)	・公共事業省で、令で定められた重量制限45トン以下の車輛が、不便なく通行できる道路網の整備を進めて戴きたい。	
		日商	(2)	山林内での原木盗難の増加	・【○】 当社所有山林においては原木の盗難が増加している。当社では山林への入場門の施錠や巡回警備などの対策を取っており、当社社員が発見した際には、警察に届け出を出す迅速な対応が少なく、殆どの場合犯人が逮捕されることは無い。 逮捕されても刑罰が軽く、固刑を科せられる可能性が少ないため、罪が増加する一方である。 (内容、要望ともに変更)	・内務省への警備強化、施業現場での警備強化と、被害通報時の迅速な対応、逮捕時の厳罰(法改正による刑罰の強化)。	

※経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
26		日商	(3)	テロ組織による放火の増加	<p>・【○】</p> <p>当社事業地域を含むチリ8、9、10、14州において、テロ行為を起こした先住民受刑者の釈放と、先住民が所有権を主張している土地の権利回復を求めて、当社植林地および同地で施業する請負業者の重機への放火事件が多発している。</p> <p>内務省は、同地域を特別警戒区域(Macro Zona Sur)に指定して警察軍による警備強化をしているが、放火事件の数は増加傾向にある。</p> <p>(継続)</p>	<p>・内務省への警備強化、施業現場での警備強化と、逮捕時の厳罰(法改正による刑罰の強化)。</p>	

注:【○】は、各個社の事業において重要度のある問題、早急に解決して欲しい問題を表します。

コロンビアにおける問題点と要望

区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
1 外資参入規制	日機輸	(1)	ソーシャルライセンス取得手続の不透明・遅延	・特に鉱業、E&Pにおいて企業が建設を行うにあたり、ソーシャルライセンスの取得に時間がかかり、又手続きも不明瞭。また違法採掘業者の存在も、障壁となっている。	・規定を明確にした上で、より短い時間でライセンスの取得できるようにしてほしい。	
9 輸出入規制・関税・通関規制	日鉄連	(1)	輸入関税率の変更	・2011年8月12日、商工観光省が国内産業の競争力強化を目的として鉄鋼を含む計3000品目を対象に、1年間関税を無税化。同時に鉄鋼を含む約300品目の税率を10%引き上げ。 (継続)		・商工観光省政令2917号
	日鉄連	(2)	セーフガード措置の濫用	・2013年6月から9月にかけて、①溶融亜鉛メッキ鋼板、②線材、③山形鋼、④棒鋼および形鋼、⑤異形棒鋼および異形線材、⑥継目無鋼管および溶接鋼管に対するセーフガード調査を立て続けに開始。 セーフガード措置の乱用により、保護主義的な動きが周辺国のみならず、世界的に蔓延する恐れがある。 2013年10月8日、②線材に対する200日間の暫定セーフガード措置賦課開始。 2013年10月8日、⑤異形棒鋼および異形線材に対する200日間の暫定セーフガード措置賦課開始。 2013年11月29日、①溶融亜鉛メッキ鋼板に対するセーフガード調査終結。 2014年1月29日、⑥継目無鋼管および溶接鋼管に対するセーフガード調査終結。 2014年4月23日、③山形鋼に対するセーフガード調査終結。 2014年4月23日、⑤異形棒鋼および異形線材に対するセーフガード調査終結。 2014年4月30日、②線材に対するセーフガード措置開始。 2014年5月19日、④棒鋼および形鋼に対するセーフガード調査終結。 2015年4月30日、②線材に対するセーフガード措置終了(延長調査打ち切り) 2018年3月23日、⑦亜鉛めっき鋼板に対するセーフガード調査開始。 2018年11月1日、⑧異形鉄筋および棒鋼に対するセーフガード調査開始。 2018年12月19日、⑦溶融亜鉛めっき鋼板に対するセーフガード調査終結。(税賦課なし) 2019年3月13日、⑧異形鉄筋および棒鋼に対してクロの最終決定。コロンビア商工観光省がコロンビアのHSコード7213.10.00.00および7214.20.00.00の輸入関税を現行のMFN税率(10%)に8.5%を上乘せる形で引き上げる旨、官報告示。 ⑧異形鉄筋および棒鋼に対するセーフガード終結。 (変更)	・セーフガード措置乱用の中止。	

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9		日鉄連	(3)	適合性評価手続きの煩雑	<ul style="list-style-type: none"> 2013年9月20日、コロンビア商工観光省が異形線材 (HS: 7213.10.00.00)・ワイヤグリル (HS: 7314.20.00.00) に対する適合性評価手続き導入に関するWTO通報を実施。制度のドラフトによると、国内生産者および輸入者は適合性評価を満たしていることの証明書の入手が必要となる。 証明書は、a)国内の認証機関、b) IAF、MLA、ILAC、IAACといった相互承認を行っている国際認証機関、c)コロンビアが相互承認を行っている原産国における認証機関で入手が可能となる。 (継続)	<ul style="list-style-type: none"> 制度の撤廃。 手続き(含.除外制度)の明確化・簡素化。 	<ul style="list-style-type: none"> Draft Decree of the Ministry of Commerce, Industry and Tourism "Issuing the Technical Regulation applicable to plain and deformed steel wire and electrically welded mesh for concrete reinforcement which are manufactured in, imported into or marketed in Colombia"
		日機輪	(4)	規定等の不明瞭さ、頻繁な改定	<ul style="list-style-type: none"> いくつかのHSコードにおいて輸出規定が不明瞭。また税関手続きにおいて変動が見られる。 	<ul style="list-style-type: none"> 各HSコードにおいて明瞭な規定を定めてほしい。 	
		日機輪	(5)	日コロンビアEPAの未締結	<ul style="list-style-type: none"> 日コロンビアEPAの最終的な締結が未だなされていない。 	<ul style="list-style-type: none"> EPAの早期締結による国内経済環境の改善が望まれる。 	
10	自由貿易地域・経済特区での活動規制	日機輪	(1)	高額な倉庫料	<ul style="list-style-type: none"> コロンビアを、巨大なストレージをFTZに擁す南米のハブにする上で、倉庫の管理会社が倉庫料を高額に設定することが障壁となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 庫料の価格高騰を抑えるため、政府が規制を設ける等対策を講じ、ある程度統制してほしい。 	
14	税制	日機輪	(1)	移転価格文書の検証対象期間	<ul style="list-style-type: none"> 現地の移転価格税制上、期間検証が原則認められていない。現地の損益は外的な要因にも左右されるため、単年度で確実な利益を確保するような移転価格の設定は実務上非常に困難である。 (継続)	<ul style="list-style-type: none"> OECD原則に則り、最低3年程度の通算検証を認めて頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 移転価格税制(法人税法)
		日機輪	(2)	頻繁な税制改革	<ul style="list-style-type: none"> 税制改定が企業にとって都合が良い場合もあるが、税負担の不確実性が長期的な戦略を策定する際の障害となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 頻繁な改正を避ける。 	
		日機輪	(3)	所得税額引上げ、損金算入額上限の設定	<ul style="list-style-type: none"> 所得税額の引上げと所得に対する損金算入額上限が設定され、適切な納税を行っている個人や企業に税収確保のためのしわ寄せがいき、過大な税負担となってしまっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 適正に雇用されている者にだけでなく、納税を免れている者へも適切に徴収し、公平な税負担を実現するようになってほしい。 	
		日機輪	(4)	納税手続きの煩雑	<ul style="list-style-type: none"> 様々な政府機関に税を支払う上で、必要以上の事務所類に時間を割かなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 納税手続きを極力取りまとめて行い、不必要な事務作業を省略する。 	
		日機輪	(5)	個人の海外資産に対する課税	<ul style="list-style-type: none"> コロンビアでは個人が海外に持つ資産に資産税を課するため、企業にとっては追加コストとなっている(特に土地家屋などの不動産について)。 	<ul style="list-style-type: none"> 海外不動産への課税の撤廃。 	
17	知的財産制度運用	製薬協	(1)	強制実施権の発動	<ul style="list-style-type: none"> 医薬品の価格低下/保険財政の問題解決を意図した強制実施権の発動の動きがある。コロンビアは、2016年に特許を侵害しないジェネリック薬が販売されているにもかかわらず、強制実施権の発動を新薬の価格低下のための圧力として用いた。 (継続)	<ul style="list-style-type: none"> TRIPS協定31条の条件を満たさない、安易な強制実施権の発動は止めて頂きたい。 強制実施権発動の基準や手順を明確化していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> TRIPS協定31条

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
19	工業規格、基準安全認証	日機輸	(1)	煩雑な規制、手続き／家庭用化学薬品に関する環境ライセンス取得の遅延	・ALADI(ラテンアメリカ統合連合)やCELAC(ラテンアメリカ・カリブ諸国共同体)諸国と比較し、コロンビアの規制の枠組は大きく、家庭用殺虫剤に含まれる有効成分(毒性)に関しては承認の取得が求められ、国立衛生研究所での手続きに8～12か月、国立薬品食品監視研究所での登録に3～4か月、国内の手続きだけでも11～15か月もの時間を要する。(コスタリカでは平均3～4か月程度。)更にも有効成分の輸入に係る環境ライセンスに関しては、環境ライセンス庁での手続きに12か月を要する。	<ul style="list-style-type: none"> 蚊が媒介する感染症の問題に取り組む地方企業が、革新的な製品の加発、輸出を目指せるよう、至急状況の改善を求める。 地域経済協定における各種手順の規格化。(ALADI/CELAC) 関係省庁における衛生、ライセンス取得に係る政策の見直し。 	<ul style="list-style-type: none"> 1989年法令第2092号 1993年法律第99号 2010年8月法令第2820号
21	土地所有制限	日機輸	(1)	土地所有制限	・【○】コロンビアにおいては会社が土地を取得することができるが、もし土地獲得後にコミュニティが要求すれば、プロジェクトは中止しなければならず、又裁判官がコミュニティに理があると裁定した場合、会社側は投下資本を失う。	<ul style="list-style-type: none"> このようなケースにおける投資家を保護できる法制定及びより能率的な手続きの改正。 	
22	環境問題・廃棄物処理問題	日機輸	(1)	排ガス規制施行時期の不明瞭	・排ガス規制(Interim Tier4 or Stage3B)施行時期について正式なアナウンスが無いため、車両導入計画遂行に支障が出ている。(2020年にコロンビア政府よりWTOに2023年1月施行開始というドラフトが出ているが、具体的な規制内容や実施時期が不明瞭。) (継続)	<ul style="list-style-type: none"> 1年以上の猶予をもつての施行をお願いしたい。 	
		日機輸	(2)	不透明な環境法制	・環境法制(家電リサイクル法)の解釈が曖昧で、輸入量に比して達成不可能な回収量を義務付けられている。	<ul style="list-style-type: none"> 法改正により規定を明確化して頂きたい。 実輸入量に即した回収義務を設定して頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> Decreto 284 de 2018: Por el cual se adiciona el Decreto 1076 de 2015, Único Reglamentario del Sector Ambiente y Desarrollo Sostenible, en lo relacionado con la Gestión Integral de los Residuos de Aparatos Eléctricos y Electrónicos
		日機輸	(3)	環境ライセンス取得手順の煩雑・遅延	・特に鉱業、E&Pにおいて企業が建設を行うにあたり、環境ライセンスの取得に多くの時間を割かなければならない。さらに手続きが煩雑。	<ul style="list-style-type: none"> 規定を明確にした上で、より短い時間でライセンスの取得できるようにしてほしい。 	
23	諸制度・慣行・非能率な行政手続	日機輸	(1)	強制解散規定	・年末時点で債務超過の法人に対して、強制的に解散させる規定がある。 (継続)	<ul style="list-style-type: none"> 当該規制を撤廃して頂きたい。 	
25	政府調達	日機輸	(1)	猶予の無い一般入札プロセス	・入札条件が公開されてから、通常1-2か月で入札額を提示しなければならず、外国企業が分析し、必要な内部決裁をとる十分な時間がない。現状では新規のプレーヤーが歓迎されていない。	<ul style="list-style-type: none"> 入札条件が公開されてから、各企業が入札額を提示するまでに少なくとも6か月は必要。 	

注:【○】は、各個社の事業において重要度のある問題、早急に解決して欲しい問題を表します。

※経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

エクアドルにおける問題点と要望

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	輸出入規制・関税・通関規制	日機輸	(1)	日エクアドルEPAの未締結	・ここ5年の石油価格の下落による貿易赤字の傾向にもかかわらず、エクアドルはEUとFTAを締結、さらに米国、韓国との交渉及び太平洋同盟への加盟協議も進めている。これにより日本の製品やサービスはエクアドルの市場において他国よりも高額となり、競争力を失くしてしまう。 日本からの輸入シェアは1.8%程度であり、ここ5年大きな変動なく推移している。	・日本との早期FTA締結、あるいはFTA非締結国からの自動車輸入税緩和。	
14	税制	日機輸	(1)	移転価格文書の検証対象期間	・現地の移転価格税制上、期間検証が原則認められていない。現地の損益は外的な要因にも左右されるため、単年度で確実な利益を確保するような移転価格の設定は実務上非常に困難である。 (継続)	・OECD原則に則り、最低3年程度の通算検証を認めて頂きたい。	・移転価格税制(法人税法)
22	環境問題・廃棄物処理問題	日機輸	(1)	不透明な環境法制	・環境法制(家電リサイクル法)の解釈が曖昧で、輸入量に比して達成不可能な回収量を義務付けられている。	・法改正により規定を明確化して頂きたい。 ・実輸入量に即した回収義務を設定して頂きたい。	・Ley Orgánica de ... LA GESTIÓN INTEGRAL DE RESIDUOS DE APARATOS ELÉCTRICOS Y ELECTRÓNICOS (RAEE)
23	諸制度・慣行・非能率な行政手続	日機輸	(1)	強制解散規定	・過去の損失が資本の50%以上に達した場合等、資本が一定の条件に陥ると、法人を強制的に解散させる規定がある。 (継続)	・当該規制を撤廃して頂きたい。	

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

ペルーにおける問題点と要望

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14	税制	日機輸	(1)	新税制による過小資本税制	・資本の3倍を超える借入にかかる支払利息の損金算入が否認される。 (継続)	・税制を緩和、または撤廃して頂きたい。	
		日機輸	(2)	移転価格文書の検証対象期間の不認可	・実務的に期間検証が原則認められていない。現地の損益は外的な要因にも左右されるため、単年度で確実な利益を確保するような移転価格の設定は実務上非常に困難である。 (継続)	・OECD原則に則り、最低3年程度の通算検証を認めて頂きたい。	・移転価格税制(法人税法)
		日商	(3)	消費税還付制度の厳格	・探鉱活動に伴う消費税の還付は、事前に提出する探鉱投資計画に基づいて審査される。しかし実際の探鉱活動では、直前に計画変更が必要となるケースが一般的である。 また探鉱を実施する時期も、住民合意や許認可に時間を要するなど、必ずしも事前に提出した計画通りのタイミングで実施出来るわけではない。しかし、現在の審査実務においては、計画と実績が異なる場合には消費税還付が認められない運用となっている。 また、本制度は恒久的なものではなく不確実な制度となっている。	・事前の探鉱投資計画の提出による消費税還付項目の審査を廃止し、単に当該支出が正常かつ適切な探鉱活動費であることを審査する方法にすべき。 ・消費税還付制度の継続を望む。	・D.S. 082-2002-EF: Reglamento de la Ley de Devolución de IGV
22	環境問題・廃棄物処理問題	日商	(1)	過剰な環境審査	・探鉱活動の終了後、環境評価・監督庁(OEFA)による監査が実施されるが、監査の終了までの年数が明確でないこと、同じ内容の指摘が繰り返される事などの問題がある。	・監査の結果、問題がないのであれば、探鉱プロジェクトの終了証などの発行により、監査の終了を明確化して欲しい。	・OEFA: Ley No. 29325 Supervision regulation - Board of Directors Resolucion N° 006-2019-OEFA/CD
		日機輸	(2)	不透明な環境法制	・使用済み製品の最低回収量が毎年規定され、未達成の場合には罰金が科される。 法解釈が曖昧で、かつ達成不可能な回収量を義務付けられている。	・法改正により規定を明確化して頂きたい。 ・実輸入量に即した回収義務を設定して頂きたい。	・(Ewaste) Supreme Decree No. 009-2019-MINAM Régimen Especial de Gestión y Manejo de Residuos de Aparatos Eléctricos y Electrónicos (RAEE) ・Data Protection: Law No. 29733 on the Protection of Personal Data
23	諸制度・慣行・非能率な行政手続	日機輸	(1)	データ保護法の不明確、厳格な執行	・データ保護法で完全に規定されていないにも関わらず、当局による厳格な執行がなされており、かつ、法解釈は曖昧である。 データ保護法には、Cookie、同意、データ保存、画像の使用などに関するガイダンスがないにも関わらず法律に準拠しない執行がなされている。	・法改正により規定を明確化し、適切に執行して頂きたい。	・Data Protection: Law No. 29733 on the Protection of Personal Data
		日商	(2)	試錐実施許認可取得手続きの煩雑・長期化	・試錐実施に際し、環境許認可(エネルギー・鉱山省)、遺跡不在証明(文化省)、水使用許可(国家水資源庁)等を取得する必要があるが、非常に時間を要する。 また、この許認可を取得後にも先住民共同体の認定審査が必要となり、先住民認定された場合には先住民事前協議のプロセスがさらに加わる。	・DIA、FTAの手続きの簡素化、承認期間の短縮および許認可のワンストップ化。	・探鉱環境規則 D.S. No.042-2017-EM ・R.M. N° 108-2018-MEM/DM - FTA Regulation

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
23		日商			<p>また、実際に試錐を開始する前には試錐開始届を提出するが、この承認にも数ヶ月を要する。現状では初期探鉱においても、環境許認可提出から2年程度かかる状況である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 探鉱の試錐実施の許認可プロセスで最も時間を要する手続きが、先住民共同体の認定審査である。これについて、審査および認定された場合の先住民事前協議にどの程度の期間を要するかは不明であり、プロジェクトの計画が困難となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 先住民共同体の審査を迅速化。 審査期間の規定。 	<ul style="list-style-type: none"> D.S. N° 028-2008-EM - Citizen participation Ley de consulta previa: Ley No. 29785 D.S. N° 001-2012-MC - Regulation

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

ベネズエラにおける問題点と要望

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17	知的財産制度運用	日機輸	(1)	商標権権利化手続きの不透明・長期化	・商標の拒絶に対する異議や再審請求後、9年以上当局での決定がなされ ておらず、1996年出願がペンディング中である。	・庁手続の透明性向上と迅速な対応を実施していただきたい。	

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

セントビンセント及びグレナディーン諸島における問題点と要望

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17	知的財産制度運用	日機輸	(1)	商標権権利化審査の長期化	・商標出願から5年以上経過後も、審査結果が出ていない。	・迅速な審査を実施していただきたい。	

※経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

バルパドスにおける問題点と要望

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17	知的財産制度運用	日機輸	(1)	商標権権利化審査の長期化	・商標出願から5年以上経過後も、審査結果が出ていない。	・迅速な審査を実施していただきたい。	

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

セントクリストファー・ネービスにおける問題点と要望

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17	知的財産制度運用	日機輸	(1)	商標権権利化審査の長期化	・商標出願から5年以上経過後も、審査結果が出ていない。	・迅速な審査を実施していただきたい。	

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

2023 年版
各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望

2023 年 10 月

連絡先： 日本機械輸出組合
通商・投資グループ 和田、庫元

〒105-0011

東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 401 号

TEL 03-3431-9348

FAX 03-3436-6455

E-Mail tohshi@jmcti.or.jp

<https://www.jmcti.org/>

<https://www.jmcti.org/mondai/top.html> (貿易・投資円滑化ビジネス協議会)

禁無断転載